

小平市国民保護計画



平成19年3月

(平成28年3月変更)

(令和7年3月一部修正)

小平市

目 次

第1編 総 論	1
第1章 小平市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 小平市の責務及び小平市国民保護計画の位置づけ	1
2 計画の構成	1
3 計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	2
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	1 3
1 武力攻撃事態	1 3
2 緊急処理事態	1 5
3 N B Cを使用した攻撃	1 7
 第2編 平素からの備え	 1 8
第1章 組織・体制の整備等	1 8
第1 市における組織・体制の整備	1 8
1 市の各部局課における平素の業務	1 8
2 市職員の参集基準等	2 0
3 消防の初動体制の把握	2 2
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	2 3
第2 関係機関との連携体制の整備	2 3
1 基本的考え方	2 3
2 都との連携	2 4
3 近接区市町村との連携	2 5
4 指定公共機関等との連携	2 5
5 事業所に対する支援	2 6
6 自主防災組織等に対する支援	2 6
第3 通信の確保	2 7
1 通信連絡系統	2 7
2 通信連絡手段・システム等	2 7
3 通信連絡体制の整備	2 8
4 通信連絡訓練の実施	2 8
第4 情報収集・提供等の体制整備	2 9
1 基本的考え方	2 9
2 警報等の伝達に必要な準備	3 0
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 1
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	3 3
第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備	3 5
第6 研修及び訓練	3 6
1 研修	3 6
2 訓練	3 6
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	3 8

1	避難に関する基本的事項	3 8
2	避難実施要領のパターンの作成	3 9
3	救援に関する基本的事項	3 9
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 0
5	避難施設の指定への協力	4 1
6	生活関連等施設の把握等	4 2
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	4 3
1	市における備蓄	4 3
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	4 4
第4章	国民保護に関する啓発	4 4
1	国民保護措置に関する啓発	4 4
2	住民がとるべき行動等に関する啓発	4 5
3	赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発	4 5
第3編	武力攻撃事態等への対処	4 6
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	4 6
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	4 6
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	4 7
第2章	市対策本部の設置等	4 8
1	市対策本部の組織及び運営	4 8
2	市対策本部の設置	5 0
3	通信の確保	5 5
4	特殊標章等の交付及び管理	5 5
第3章	関係機関相互の連携	5 6
1	国・都の対策本部との連携	5 6
2	都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	5 6
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	5 7
4	他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	5 7
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	5 8
6	市が行う応援等	5 8
7	他道府県の避難住民の受入れ	5 8
8	自主防災組織等に対する支援等	6 0
9	住民への協力要請	6 1
第4章	国民の権利・利益の救済に係る手続き	6 1
第5章	警報及び避難の指示等	6 2
第1	警報の伝達等	6 2
1	警報の内容の伝達・通知	6 2
2	警報の内容の伝達方法	6 3
3	緊急通報の伝達及び通知	6 3
第2	避難住民の誘導等	6 5
1	避難の指示の伝達	6 6
2	避難実施要領の作成	6 7
3	避難住民の誘導	6 9
4	想定される避難の形態と市による誘導	7 4

第6章	救援	79
1	救援の実施	79
2	関係機関との連携	79
3	救援の程度及び方法の基準	79
4	救援の内容	80
第7章	安否情報の収集・提供	85
1	安否情報の収集	85
2	都に対する報告	86
3	安否情報の照会に対する回答	86
4	日本赤十字社に対する協力	87
第8章	武力攻撃災害への対処	87
第1	武力攻撃災害への対処	87
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	87
2	武力攻撃災害の兆候の通報	88
第2	応急措置等	88
1	退避の指示	88
2	警戒区域の設定	91
3	応急公用負担等	92
4	消防に関する措置等	92
第3	生活関連等施設における災害への対処等	93
1	生活関連等施設の安全確保	93
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	94
第4	NBC攻撃による災害への対処等	94
第9章	被災情報の収集及び報告	97
第10章	保健衛生の確保その他の措置	98
1	保健衛生の確保	98
2	廃棄物の処理	99
第11章	国民生活の安定に関する措置	100
1	生活関連物資等の価格安定	100
2	避難住民等の生活安定等	100
3	生活基盤等の確保	100
第4編	復旧等	101
第1章	応急の復旧	101
1	基本的考え方	101
2	公共的施設の応急の復旧	102
第2章	武力攻撃災害の復旧	102
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	103
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	103
2	損失補償及び損害補償	104
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	104
第5編	大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	105
第1章	初動対応力の強化	106

1	危機管理体制の強化	1 0 6
2	対処マニュアルの整備	1 0 7
3	発生現場における連携協力のための体制づくり	1 0 7
4	不特定多数の人々への情報伝達手段の確保	1 0 7
5	装備・資材の調達	1 0 7
6	訓練等の実施	1 0 8
7	住民・昼間市民への啓発	1 0 8
第2章	平時における警戒	1 0 8
1	危機情報等の把握・活用	1 0 8
2	危機情報等の共有	1 0 8
3	警戒対応	1 0 8
第3章	発生時の対処	1 0 9
1	市緊急処理事態対策本部の設置指定が行われている場合	1 0 9
2	市緊急処理事態対策本部の設置指定が行われていない場合	1 0 9
3	市災害対策本部等による対応	1 1 0
4	市緊急処理事態対策本部への移行	1 1 1
第4章	大規模テロ等の類型に応じた対処	1 1 1
1	危険物質を有する施設への攻撃	1 1 1
2	大規模集客施設等への攻撃	1 1 2
3	大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	1 1 2
4	大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	1 1 3
5	大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	1 1 4
6	交通機関を破壊手段とした攻撃	1 1 5

第 1 編 総 論

第 1 章 小平市の責務、計画の位置づけ、構成等

小平市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、当市の責務を明らかにするとともに、当市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 小平市の責務及び小平市国民保護計画の位置づけ

(1) 小平市の責務

小平市(小平市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)、その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成 17 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び東京都の国民保護に関する計画(以下「都国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携・協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市内に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項各号に掲げる事項について定める。

2 計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第 1 編 総論

第 2 編 平素からの備え

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

第 4 編 復旧等

第 5 編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

3 計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市の国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、都国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

また、市は、市国民保護計画の見直しに当たっては、小平市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。(※)

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、都、近隣区市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(※) 国民を差別的に取り扱い、並びに思想及び良心の自由並びに表現の自由を犯すものであってはならない、とされている。（国民保護法第5条）

(5) 国民の協力

ア 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のための必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。(※)この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

イ 市は、自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

ウ 市は、小平消防署に協力し、小平市消防団の充実・活性化に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法(※※)の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

(※) 国民の協力は、その自発的な意思にゆだねられているものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。(国民保護法第4条)

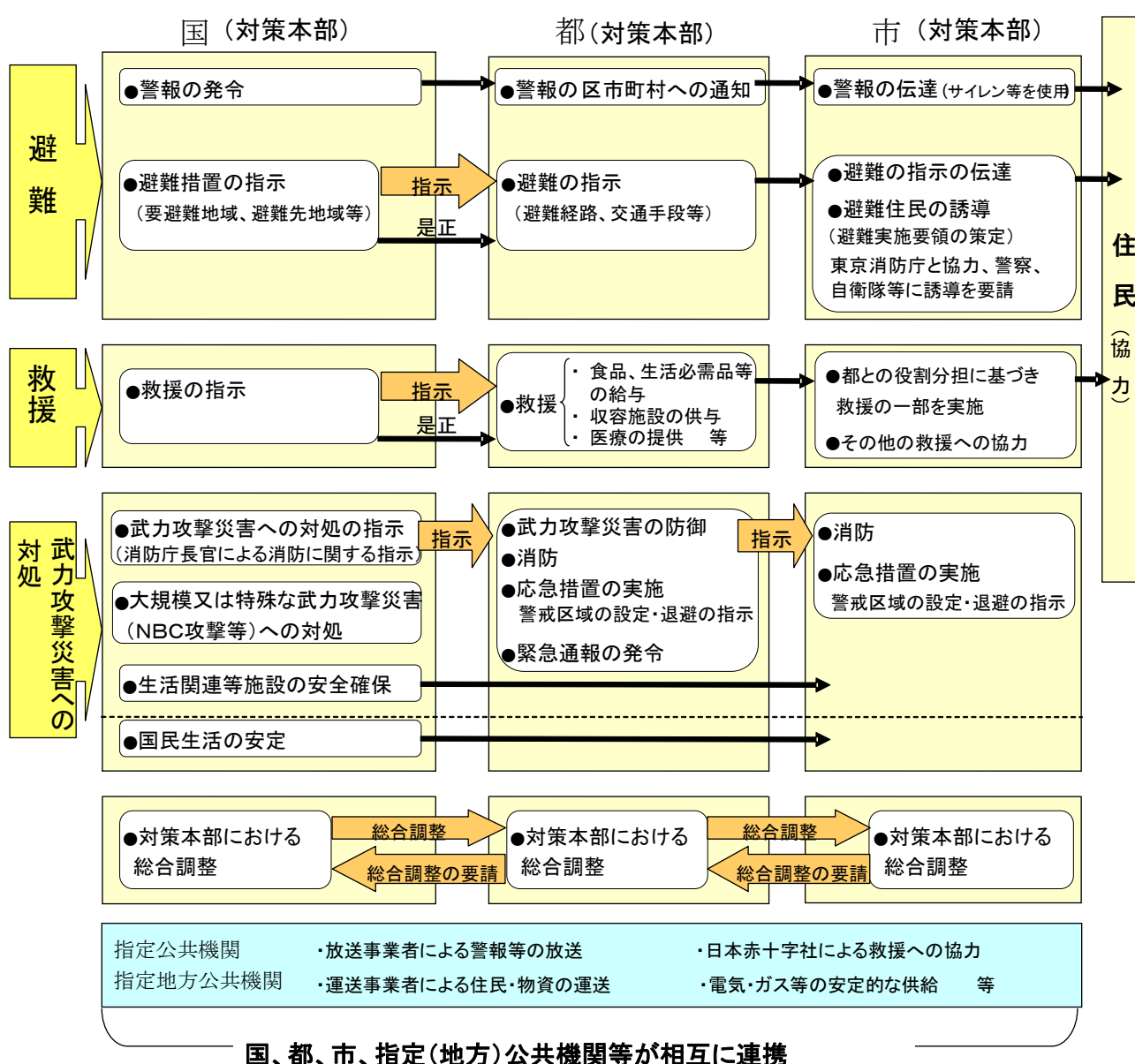
(※※) 「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年のジュネーヴ諸条約、1977年のジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書等をいう。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民保護に関する業務の全体像



○市の事務

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
小 平 市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防(消防団・消防水利事務に限る。)、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○都の事務(都国民保護計画より)

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東 京 都	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織・体制の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 総 合 通 信 局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関 東 財 務 局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東 京 税 関	輸入物資の通関手続
関 東 信 越 厚 生 局	救援等に係る情報の収集及び提供
東 京 労 働 局	被災者の雇用対策
関 東 農 政 局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関 東 森 林 管 理 局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関 東 経 済 産 業 局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関 東 地 方 整 備 局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関 東 運 輸 局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東 京 航 空 局	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東 京 管 区 気 象 台	気象状況の把握及び情報の提供

第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北 関 東 防 衛 局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

○自衛隊

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 東 部 方 面 総 監 部 海 上 自 衛 隊 横 須 賀 地 方 総 監 部 航 空 自 衛 隊 作 戦 シ ス テ ム 運 用 隊	武力攻撃災害等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

○指定公共機関・指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
災 害 研 究 機 関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放 送 事 業 者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運 送 事 業 者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電 気 通 信 事 業 者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電 気 事 業 者	電気の安定的な供給

ガ ス 事 業 者	ガスの安定的な供給
水 道 事 業 者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日 本 郵 便 株 式 会 社	郵便の確保
一 般 信 書 便 事 業 者	信書便の確保
病 院 そ の 他 の 医 療 機 関	医療の確保
河川管理施設、道路、 港湾、空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日 本 赤 十 字 社	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡・調整

○関係機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関 東 財 務 局 (東京財務事務所 立川出張所)	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
自 衛 隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等(避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など)
N T T 東 日 本	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
東 京 電 力 パワーグリッド(株) (武蔵野支社)	電気の安定的な供給

東京ガス(株) (東京西支店)	ガスの安定的な供給
J R 東日本 旅客鉄道(株) (八王子支社)	1 避難住民の運送に関する事 2 旅客の運送に関する事
西武鉄道(株) (東村山管区)	1 避難住民の運送に関する事 2 旅客の運送に関する事
日本郵便株式会社 (小平郵便局)	郵便の確保
日本通運(株) (多摩支店)	緊急物資の輸送の協力
日本赤十字社 (東京都支部)	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
東京都 トラック協会 (多摩支部)	緊急物資の輸送の協力
小平市医師会	医療、助産救護活動の協力
小平市歯科医師会	歯科医療活動の協力
小平市薬剤師会	医薬品及び医療資器材の確保及び供給の協力

第4章 市の地理的、社会的特徴

1 地形・気象

(1) 地形

市は、東京都区部の西方、都心から26kmに位置し、東は西東京市、西は立川市と東大和市、南は小金井市と国分寺市、北は東久留米市と東村山市に接している。

地形の特徴としては、東西に9.21km、南北に4.17kmと東西に長く、ほぼ平坦で起伏の変化が少ない。また、大きな河川はなく、わずかに武蔵野団地付近を源流部とする石神井川が花小金井南町地域を流れているだけである。

(2) 気象

市内には、気象観測所がないため近隣の府中地域気象観測所のデータによると、年間降水総量は、最近10年間の平均では約1,600mmで、概ね6月から10月までの間に集中している。この期間に降る最大日量は、台風、集中豪雨により概ね65mm前後が記録されているが、令和元年10月12日には289mmに達した。

【府中市の過去5年間の降水量】

年次（年）	降水総量 (mm)	最大日量		降水日数			
		降水量 (mm)	月日	mm ≥1.0	mm ≥10.0	mm ≥30.0	mm ≥50.0
平成31(令和元年)	1,944.5	289.0	10/12	112	53	15	16
令和2	1,486.5	100.0	4/13	102	43	14	8
令和3	1,788.0	136.0	8/15	107	43	19	17
令和4	1,451.0	100.5	8/13	106	41	14	9
令和5	1,258.0	170.0	6/2	82	37	9	9

資料）東京管区気象台（府中地域気象観測所）

(3) 人口分布

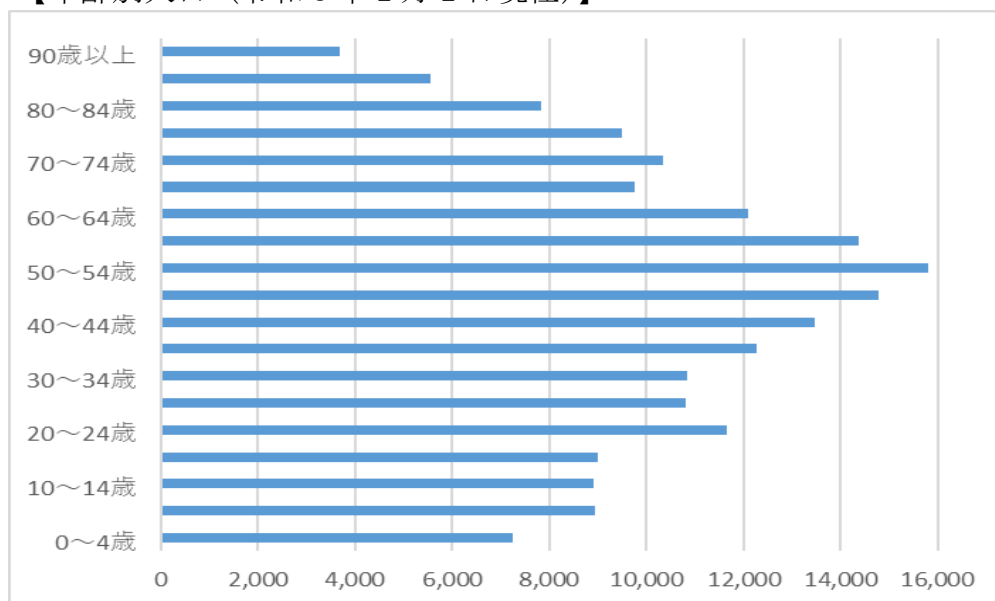
市の人口の推移をみると、一貫して増加を続けており、196,913人（令和6年1月1日現在）が居住している。令和6年に公表された令和2年国勢調査に基づく小平市の将来人口推計によると、令和12年までは人口が増加することが推計されている。

また、人口に占める65歳以上の割合は、令和32年までは増加していくことが推計されていることから、今後はさらなる高齢化社会が想定される。

【人口・世帯（令和6年1月1日現在）】

人口	世帯数	人口密度 (人/㎢)	1世帯当たり 人口（人）
196,913	96,344	9,600.8	2.04

【年齢別人口（令和6年1月1日現在）】



【町丁別面積・人口（令和6年1月1日現在）】

町丁	面積 (km ²)	構成比 (%)	人口 (人)	町丁	面積 (km ²)	構成比 (%)	人口 (人)
中島町	0.24	0.89	1,762	学園西町1丁目	0.35	2.22	4,381
上水新町1丁目	0.18	0.85	1,669	学園西町2丁目	0.25	2.00	3,933
上水新町2丁目	0.16	0.81	1,593	学園西町3丁目	0.19	1.23	2,415
上水新町3丁目	0.12	0.78	1,544	学園東町	0.18	1.13	2,222
たかの台	0.22	1.01	1,990	学園東町1丁目	0.20	1.66	3,260
小川町1丁目	2.49	9.66	19,023	学園東町2丁目	0.22	1.35	2,666
小川町2丁目	0.82	3.01	5,920	学園東町3丁目	0.16	0.99	1,942
栄町1丁目	0.13	0.47	930	仲町	0.89	4.57	9,003
栄町2丁目	0.16	0.85	1,682	美園町1丁目	0.14	1.30	2,559
栄町3丁目	0.07	0.47	926	美園町2丁目	0.10	0.67	1,312
小川西町1丁目	0.11	0.53	1,038	美園町3丁目	0.37	0.82	1,606
小川西町2丁目	0.19	0.75	1,469	回田町	0.53	2.90	5,709
小川西町3丁目	0.08	0.56	1,094	御幸町	0.58	1.50	2,949
小川西町4丁目	0.12	0.73	1,428	鈴木町1丁目	0.85	4.82	9,498
小川西町5丁目	0.25	1.36	2,672	鈴木町2丁目	0.54	3.57	7,022
小川東町	0.10	0.74	1,465	天神町1丁目	0.16	1.27	2,497
小川東町1丁目	0.26	1.51	2,971	天神町2丁目	0.16	0.78	1,545
小川東町2丁目	0.10	0.52	1,017	天神町3丁目	0.09	0.16	321
小川東町3丁目	0.61	0.39	761	天神町4丁目	0.21	1.11	2,177
小川東町4丁目	0.26	0.53	1,052	大沼町1丁目	0.13	0.84	1,662
小川東町5丁目	0.21	1.49	2,931	大沼町2丁目	0.24	1.06	2,084
上水本町1丁目	0.18	0.81	1,596	大沼町3丁目	0.17	0.37	725
上水本町2丁目	0.16	0.55	1,087	大沼町4丁目	0.21	0.98	1,924
上水本町3丁目	0.10	0.66	1,305	大沼町5丁目	0.14	0.29	562
上水本町4丁目	0.15	0.98	1,936	大沼町6丁目	0.13	0.33	641
上水本町5丁目	0.20	1.73	3,411	大沼町7丁目	0.15	1.15	2,256
上水本町6丁目	0.21	1.21	2,386	花小金井南町1丁目	0.54	3.56	7,018
上水南町1丁目	0.19	1.09	2,143	花小金井南町2丁目	0.20	1.13	2,230
上水南町2丁目	0.19	1.26	2,477	花小金井南町3丁目	0.36	1.58	3,106
上水南町3丁目	0.25	1.37	2,702	花小金井1丁目	0.31	2.28	4,499
上水南町4丁目	0.19	0.52	1,017	花小金井2丁目	0.24	1.44	2,826
喜平町1丁目	0.17	0.93	1,828	花小金井3丁目	0.40	1.31	2,574
喜平町2丁目	0.37	0.60	1,177	花小金井4丁目	0.24	1.31	2,572
喜平町3丁目	0.16	1.33	2,621	花小金井5丁目	0.31	1.84	3,621
津田町1丁目	0.18	0.47	931	花小金井6丁目	0.24	1.03	2,035
津田町2丁目	0.20	0.74	1,461	花小金井7丁目	0.16	1.41	2,772
津田町3丁目	0.18	1.20	2,357	花小金井8丁目	0.21	0.72	1,417

【昼夜間人口（令和２年１０月１日現在）】

夜間人口（常住地による人口）	191,780
昼間人口（従業地・通学地による人口）	170,018
残留人口（市内に留まる人口）	133,927
夜間人口に対する昼間人口指数（夜間人口＝１００）	88.7

(4) 道路の位置等

市域の主要道路は、青梅街道、新青梅街道、東京街道、五日市街道、府中街道、小金井街道及び新小金井街道の７街道である。

青梅街道は中央部を東西に貫き、これとほぼ平行して南に五日市街道、北に東京街道及び新青梅街道が走っている。東側に小金井街道及び新小金井街道、西側に府中街道がそれぞれ南北に縦断している。

(5) 鉄道の位置等

鉄道については、西武新宿線、西武国分寺線、西武多摩湖線、西武拝島線及び JR 武蔵野線の５線が走り、市域には合計７駅がある。

市のほぼ中心を南北に西武多摩湖線が走り、これとほぼ平行して西側に JR 武蔵野線と西武国分寺線が走っている。このうち JR 武蔵野線は、軌道敷のうち隧道部分が 2,738m で、市内通過部分の約 95.7% を占めている。そして市の東側には、東南から北西方向に向け西武新宿線が、さらに市の西側には、西武拝島線が西方に走っている。

(6) 学校関係施設

市域には、７つの大学をはじめ、専門学校、各種学校等があり、多くの学生が各地から集い、学んでいる。

また、関東管区警察学校等の官公庁の学校施設も多い。

(校)

小 学 校	中 学 校	高等学校	特別支援 学 校	大 学	専修学校	各種学校	その他
21	11	6	1	7	5	1	5

(7) 給水拠点及び浄水施設

市域には給水拠点である小川給水所と上水南給水所、市立津田公園がある。これらの給水所の水は、主に利根川水系、荒川水系が水源である東村山浄水場から配水されている。

なお、上水南給水所については、災害時小金井市が活用することとなる。

(8) 自衛隊施設等

喜平町二丁目には、陸上自衛隊小平駐屯地小平学校、関東管区警察学校および国土交通大学校が隣接して所在している。

(9) 消防に関する事務等

市は、消防団事務及び消防水利事務を除く消防事務を東京消防庁に委託している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び都国民保護計画において想定されている武力攻撃事態4類型及び緊急対処事態4類型を対象とする。また、それぞれの類型において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

※N：核(物質)Nuclear B：生物剤 Biological C：化学剤 Chemical

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態^(※)として、基本指針及び都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

(※) 武力攻撃事態とは

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

【類型ごとの主な特徴】

事態類型	特 徴
1 着上陸侵攻 ・ 多数の船舶等を持って沿岸部に上陸して、我が国の国土を占領する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸が容易な地域と接近している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 《想定される主な被害》 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 《被害の範囲・期間》 ○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 《事態の予測・察知》 ○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結状況、進行方向等から、事前予測が可能である。
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 ・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 《想定される主な被害》 ○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 《事態の予測・察知》 ○ 警察・自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。
3 弾道ミサイル攻撃 ・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 《事態の予測・察知》 ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予測される。

4 航空攻撃 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃	《攻撃目標となりやすい地域》 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 《想定される主な被害》 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 《被害の範囲・期間》 ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 《事態の予測・察知》 ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。
---	--

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態（※）として都国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物貯蔵施設等への攻撃
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
駅舎等の大規模集客施設の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭素菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、浄水場等の水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

（※） 緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

【類型ごとの主な特徴】

事態類型	特徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被爆するとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被爆する。(都内には原子力事業所は存在しない。) ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。) ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。(市域には、ダムが設置されている河川はない。)
2 大規模集客施設等への攻撃	○ 大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	○ 次ページ3「NBCを使用した攻撃」と同様の被害が発生させる。
4 交通機関を破壊手段としたテロ	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生する恐れがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

3 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。)が行われることも考慮する。

【NBCを使用した攻撃の特徴】

種別	特 徴
■ 核兵器等	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。
■ 生物兵器等	○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭素菌、ペスト等があげられている。
■ 化学兵器等	○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ○ 特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

第2編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局課における平素の業務

市の各部局課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市の各部局課】

部 局 課 名	平 素 の 業 務
企 画 政 策 部	1 安否情報等の広報体制に関する事 2 報道機関との連絡体制に関する事
財 務 担 当	1 国民保護対策関係の予算、その他財務に関する事
総 務 部	1 特殊標章等（赤十字標章を除く）の交付、許可に関する事 2 市庁舎における警戒等の予防対策に関する事 3 車両の調達及び配車に関する事 4 物資等の調達に関する事
危 機 管 理 担 当	1 国民保護に関する総合調整に関する事 2 国民保護協議会の運営に関する事 3 国民保護計画の見直し・変更に関する事 4 初動態勢の整備に関する事 5 職員の参集基準の整備に関する事 6 非常通信体制の整備に関する事 7 都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡調整に関する事 8 国民の権利利益の救済に関する手続きの整備に関する事 9 研修、訓練に関する事 10 危機情報の収集、分析に関する事 11 警報、避難の指示及び緊急通報の内容の伝達に係る整備に関する事 12 避難施設の指定に関する事 13 被災情報の収集、提供体制の整備に関する事 14 国民保護に関する予防対策全般に関する事 15 救援物資等の備蓄に関する事 16 消防団の充実・活性化の推進に関する事 17 緊急通行車両確認標章に関する事 18 その他各部に属さない武力攻撃事態に関する整備

市 民 部	1 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関する事
地 域 振 興 部	1 被災農家及び中小企業関係の融資に関する事 2 市民協働の推進に関する事 3 市民活動団体の支援に関する事 4 在住外国人関係団体との情報連絡及び調整に関する事 5 地域力の向上の推進に関する事 6 文化財の保護に関する事
こ ども 家 庭 部	1 児童、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関する事（他の部局に属するものを除く） 2 災害時の保育及び学童クラブに関する事 3 こども家庭部が所管する施設の警戒等の予防対策に関する事
健 康 福 祉 部	1 医療及び防疫に関する事 2 高齢者、障がい者等の救護、その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関する事（他の部局に属するものを除く） 3 救援物資の運送及び配分に関する事 4 避難住民のうち、高齢者、障がい者の移送 5 避難住民の受け入れに関する事 6 要配慮者支援班の配置に関する事 7 避難施設の設営及び運営に関する事 8 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事 9 義援金品の受領及び配分に関する事 10 国民保護に係るボランティア等の支援に係る総合調整に関する事 11 健康福祉事務センター及び健康センターにおける警戒等の予防対策に関する事 12 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救援及び保護に関する事（他の部に属するものを除く）
環 境 部	1 廃棄物（し尿を含む）処理に関する事 2 応急給水に関する事 3 下水施設の警戒等の予防対策に関する事 4 公園の保全に関する事 5 前各号に掲げるもののほか、環境衛生に関する事（他の部局に属するものを除く）
都 市 開 発 部	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2 復興に関する事
都 市 建 設 担 当	1 復旧に関する事 2 建築物等の防災に関する事 3 応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関する事 4 道路及び橋りょうの保全に関する事 5 道路等における障害物の除去に関する事
会 計 課	○ 現金及び物品の出納及び保管に関する事
教 育 委 員 会 教 育 部	1 文教施設の警戒等に関する事 2 児童、生徒の就学に関する事 3 児童、生徒の学用品に関する事 4 前各号に掲げるもののほか学校教育（都担当部分を除く）に関する事

議 会 事 務 局 監 査 事 務 局 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	○ 他部局課に対する応援のための体制整備に関する事
消 防 団	1 避難住民の誘導に関する事 2 消防署隊との連携に関する事

※ 国民保護に関する業務の統括、各部課等の調整、企画立案等については、防災危機管理課長が行う。

【参考】 東京消防庁における平素の業務(東京都国民保護計画抜粋)

- 1 消防活動体制の整備に関する事
- 2 通信体制の整備に関する事
- 3 情報収集・提供体制の整備に関する事
- 4 装備・資機材の整備に関する事
- 5 特殊標章の交付・管理に関する事(東京消防庁職員に限る。)
- 6 生活関連等施設、危険物質等(消防法に関するものに限る。)取扱所の安全化対策に関する事
- 7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関する事
- 8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関する事
- 9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関する事

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な人員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、小平消防署との間で構築されている情報連絡体制の活用及び宿直員による連絡体制を確立し、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる態勢の整備に努める。

ア 初動体制の基準

状 況			体 制
事態認定（有）	市対策本部設置 指定通知前	・情報収集・分析等の 対応が必要な場合（全 庁的な対応の必要は なし）	① 危機情報収集体制
		・全庁的な情報の収 集・分析、対応策の検 討、総合調整が必要な 場合	② 緊急事態連絡室体制
	市対策本部設置 指定通知後	・市対策本部を設置、 国民保護措置を実施	③ 市国民保護対策本部体制
事態認定（無）	・情報収集・分析等の対応が必要な場合 （全庁的な対応の必要はなし）		① 危機情報収集体制
〔武力攻撃事 態に類似し た事案の発 生、又は発 生のおそれ〕	・全庁的な情報の収集・分析、対応策の 検討、総合調整が必要な場合		② 緊急事態連絡室体制
	・突発的な事案が発生するなどにより、 その被害が災害対策基本法上の災害に該 当するため、国民保護に準じた措置を実 施する必要がある場合		④ 災害対策本部体制

《体制の設置・統括者》

体 制	設置者（※は招集者）	総 括
① 危機情報収集体制	防災危機管理課長※	防災危機管理課長
② 緊急事態連絡室体制	危機管理担当部長※	危機管理担当部長
③ 市国民保護対策本部体制	市 長	本部長（市長）
④ 災害対策本部体制	市 長	本部長（市長）

イ 職員の参集基準

体 制	参集を要する職員
① 危機情報収集体制	・防災危機管理課職員
② 緊急事態連絡室体制	・緊急事態連絡室の構成員（危機管理担当部長、関係 各部長等） ・関係各部課等職員
③ 市国民保護対策本部体制 ④ 災害対策本部体制	・本部長、本部員及び本部職員（本部職員は、防災計 画に準じて別途定める「非常配備態勢の基準」に基づ き参集する。）

注 1 ②の参集職員の数、事態の状況により各部課等で判断する。

2 「非常配備態勢の基準」では、発令の時期、態勢、全職員に対する配備割合、交代要員、その他必要な事項を定める。

3 各部長等は、あらかじめ「市対策本部の部課が非常配備態勢の種類に応じて措置すべき要領」を定め、所属職員に周知徹底する。

ウ 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び防災危機管理課の職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

エ 不測の事態の備え

(7) 市長等が連絡不能等により指揮が取れない場合の代理

名 称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
市 長 （本部長）	総務部に関する 事務を担当する副市長	他の副市長	教 育 長
副市長、教育長 （副本部長）	企画政策部長	総 務 部 長	市 民 部 長
部 長	※ 各部において、あらかじめ定める。		

(イ) 本部代替機能の確保

小平市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、次に掲げる順位により代替施設を指定する。

ただし、状況に応じて、順位を変更して指定することができる。

順 位	施 設 名	場 所
第1順位	健康福祉事務センター	小川町2丁目1333番
第2順位	中央図書館	小川町2丁目1325番

オ 職員の所掌事務

市は、(3) アに掲げる体制（①から④）ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

カ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防の初動体制の把握

(1) 小平消防署の初動体制の把握

市は、小平消防署からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における小平消防署との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、都と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、都と連携し、消防団に対する国民保護措置に関する研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配意する。

さらに、東京消防庁が特別区における消防団員の参集基準として定める基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続き等

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、手続き項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】

		担 当 課
損 失 補 償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関すること。(法第 81 条第 2 項)	公共施設マネジ メ ン ト 課
	特定物資の保管命令に関すること。(法第 81 条第 3 項)	
	土地等の使用に関すること。(法第 82 条)	
	応急公用負担に関すること。(法第 113 条第 1 項・5 項)	
損 害 補 償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの。 (法第 70 条第 1 項・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条 1 項)	防災危機管理課
不服申立てに関すること。(法第 6 条、175 条)		総 務 課
訴訟に関すること。(法第 6 条、175 条)		

※ 表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

第 2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 都との連携

(1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署(担当局等名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

(2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援等の方法に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と市が行う国民保護措置の整合性を図る。

(4) 市と都の役割分担

市は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

(5) 警察との連携

市長は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、小平警察署と必要な連携を図る。

(6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、小平消防署と緊密な連携を図る。

3 近接区市町村との連携

(1) 近接区市町村との連携

市は、近接区市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接区市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや防災に関し締結されている区市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区市町村相互間の連携を図る。

(2) 事務の一部委託のための準備

市は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定して、近接区市町村等と平素から意見交換を行う。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等との連携

市は、市域の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう、(公財)日本中毒情報センター(※)等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

(※) 科学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備並びに問い合わせに対する情報提供等を行い、我が国の医療の向上を図ることを目的とした機関

(4) 事業所等との連携

また、市は、都及び関係機関と協力し、市域の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取り組みに支援を行うよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 事業所に対する支援

市は、小平消防署が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考とした避難誘導のための計画等の作成などの指導について、必要に応じて協力する。

6 自主防災組織に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び近隣区市町村等との連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、小平消防署の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災の為の連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行えるよう、その活動環境の整備を図る。

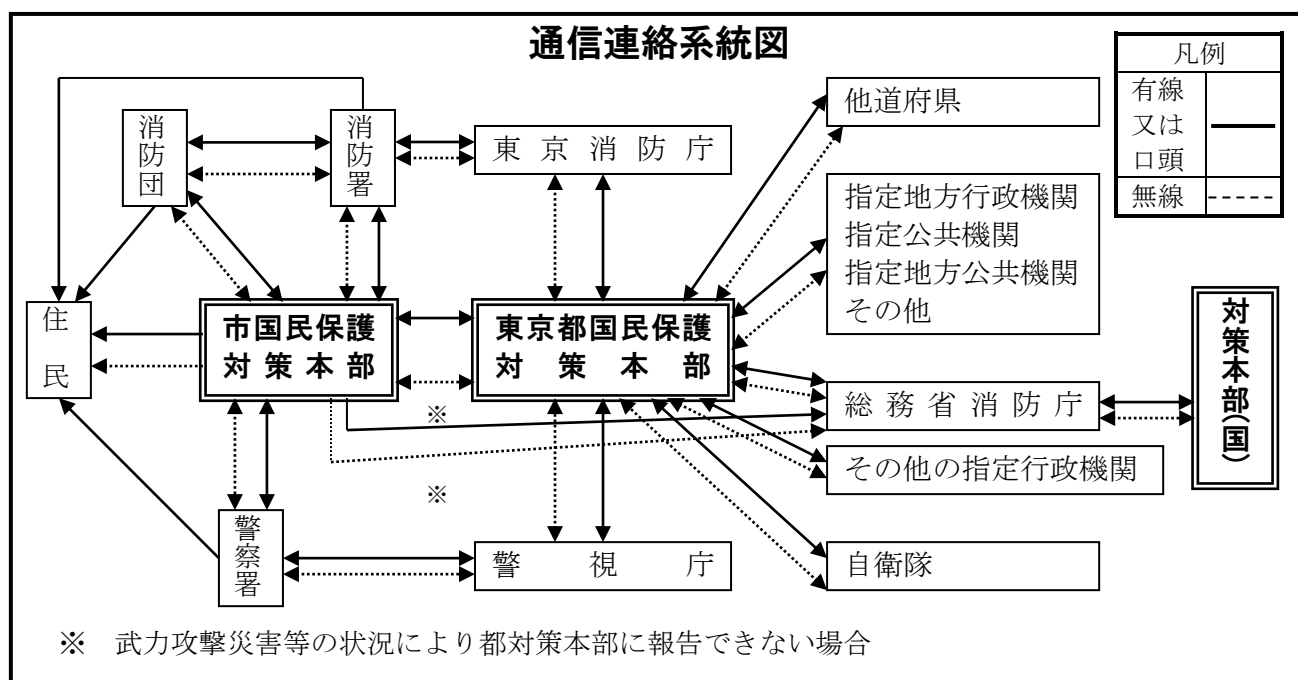
第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等における通信連絡のため、防災計画で整備された通信連絡体制を活用する。

また、武力攻撃事態等における通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多重化や必要な機器の整備・充実を図る。

1 通信連絡系統

武力攻撃事態等における通信連絡系統は次のとおり



2 通信連絡手段・システム等

- (1) 国、都内の区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関の各防災機関及び他道府県との通信連絡には、防災計画で整備された、次に掲げる通信連絡手段及びシステムを活用する。

ア 国の防災機関

- ・緊急情報ネットワークシステム (E m - N e t)、全国瞬時警報システム (J - A L E R T)、中央防災無線、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク
- ・東京都防災行政無線又は東京都災害情報システム (一部の指定地方行政機関)

イ 区市町村、都出先機関、警視庁、東京消防庁、ライフライン機関等

- ・東京都防災行政無線 (固定系、移動系、衛星系) 及び都各部局保有の無線
- ・東京都災害情報システム
- ・画像伝送システム (テレビ会議)

ウ 他道府県

- ・中央防災無線、消防防災無線

3 通信連絡体制の整備

- (1) 市は、前記の通信連絡手段、システムのほか、次のような手段により通信連絡手段の多重化を図る。
 - ・固定電話、携帯電話（衛星携帯含む）等の事業者回線及びインターネット回線の利用
 - ・電気通信設備（電話、電報、携帯電話）の優先利用の確保
 - ・非常無線通信（電波法第52条第4号）の利用
 - ・防災相互通信用無線の利用
 - ・アマチュア無線団体との協定の締結による民間協力の確保
- (2) 市は、防災計画で定める防災機関と国民保護計画における関係機関が一部異なることから、当該機関に関して防災行政無線など必要な機器等の整備、充実を検討する。
- (3) 市は、通信連絡のための機器やシステム、体制等整備するに当たっては、「非常通信協議会」^(※)との連携に十分配慮する。
- (4) 市は、武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な通信設備を定期的に保守、整備する。
- (5) 市は、休日・夜間を含めて、東京都等の関係機関と常時、通信連絡が開始できる体制の整備について、検討する。

4 通信連絡訓練の実施

- (1) 市は、武力攻撃災害による通信輻輳及び途絶、非常用電源の利用などを想定した関係機関との情報連絡、地域住民への情報の伝達、避難先施設との通信の確保など、実践的な通信訓練を実施する。
- (2) 市は、訓練終了後にその実施結果について評価を行い、必要に応じて、通信連絡体制の改善を行う。

^(※) 自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、総務省を中心として関係省庁や電気通信事業者等で構成する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保(第3編第2章3による。)に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・整備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・都と連携し、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が断たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じて体制の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

ア 市は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

イ 市長は、市の職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

ウ 警報の伝達にあたっては、広報車の使用、自主防災組織による各世帯への伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

(3) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、小平警察署との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

ア 市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市域に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して定める。

また、市は、各々の施設の管理者等の連絡先の把握、情報伝達体制を整備する。

《多数の者が利用又は居住する施設》

- ・大規模集客施設等（駅、病院、学校、大型物品販売店舗、競技施設等）
- ・大規模事業所
- ・大規模集合住宅 外

イ 市は、都及び小平消防署が大規模集客施設の管理者等に対して行う、「突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等」に関する指導・助言に協力する。

(6) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。

その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

市は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都との安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】

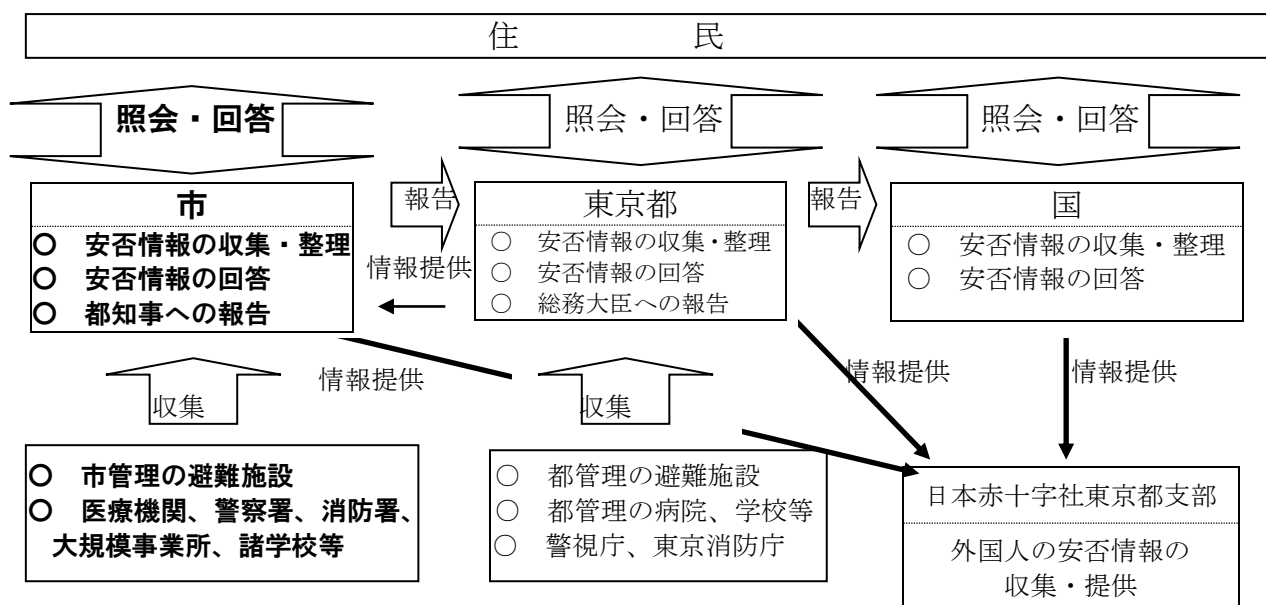
1 避難住民(負傷した住民も同様)

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。)
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同意者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、東京都は、都の施設等からの収集など補完的に対応

・小平市・・・市管理の避難施設

市の施設(学校等)

市域の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等

・東京都・・・都管理の避難施設、都の施設(病院・学校等)

警視庁、東京消防庁等

(3) 身分証明書等の携行の啓発

市は都と連携して、避難時に運転免許証等の氏名や身分が確認できるものの携行について、訓練の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

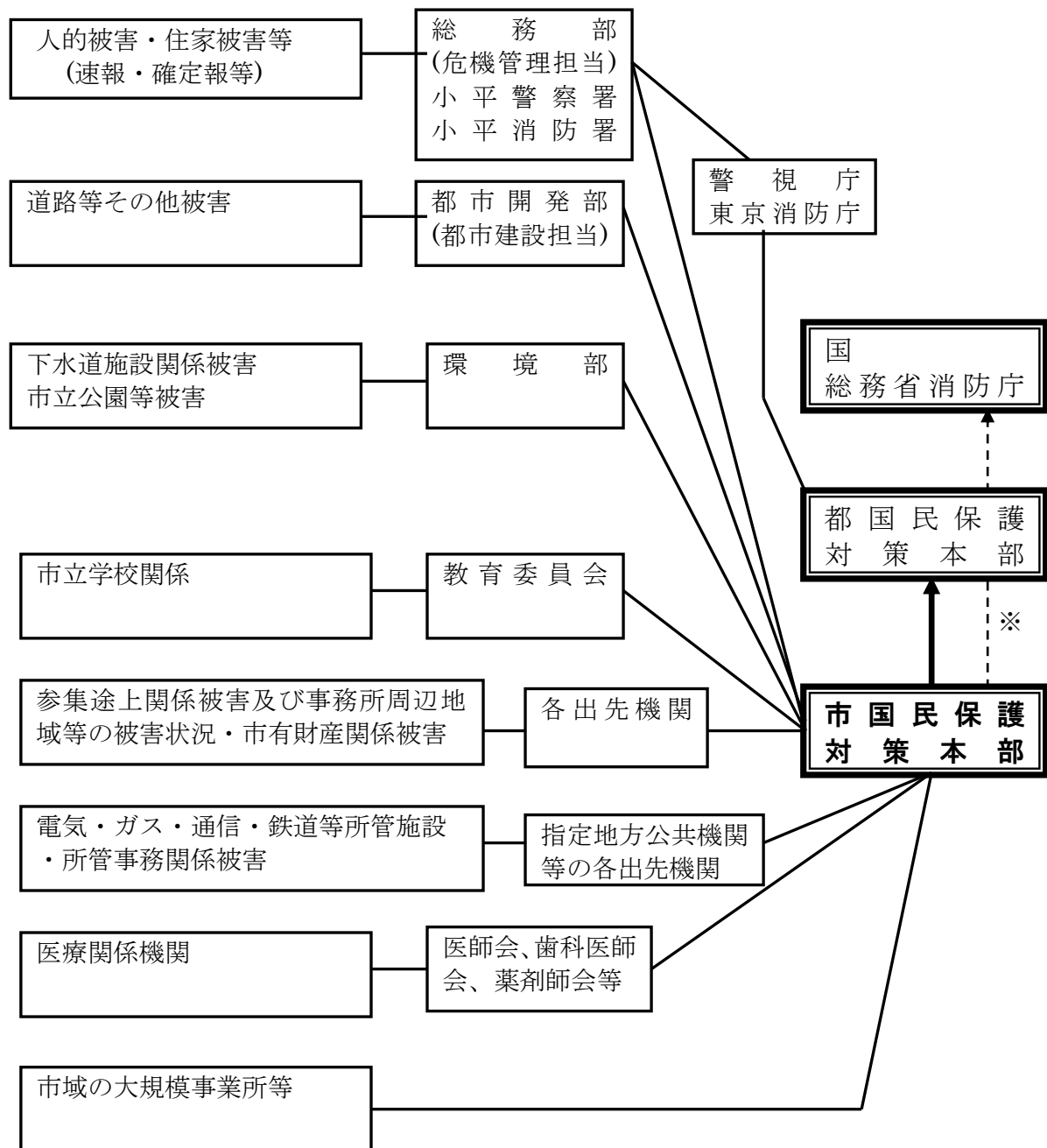
(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報(以下参照)の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

《収集・報告すべき内容》

- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要
- 3 人的・物的被害状況
 - ① 死者、行方不明者、負傷者
 - ② 住宅被害
 - ③ その他必要な事項
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

《被災情報の収集・報告系統》



※ 災害の状況により都対策本部に報告できない場合

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備(*)

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、以下のとおり定める。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

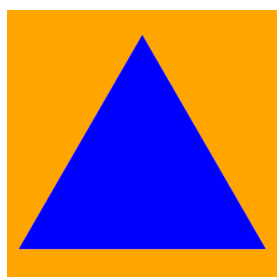
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面	裏面															
 （この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための空白）  身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel 氏名/Name: _____ 生年月日/Date of birth: _____ この証明書の所持者は、次の条約において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ 交付等の年月日/Date of issue: _____ 証明権者の署名/Signature of issuing authority: _____ 有効期限の満了日/Date of expiry: _____	<table border="1"><tr><td>身長/Height: _____</td><td>目の色/Eyes: _____</td><td>髪の色/Hair: _____</td></tr><tr><td colspan="3">その他の特徴又は傷痕/Other distinguishing marks or information: _____</td></tr><tr><td colspan="3">指紋/Impressions of fingers: _____</td></tr><tr><td colspan="3">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td></tr><tr><td>印影/Stamp</td><td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td></tr></table>	身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____	髪の色/Hair: _____	その他の特徴又は傷痕/Other distinguishing marks or information: _____			指紋/Impressions of fingers: _____			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印影/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	
身長/Height: _____	目の色/Eyes: _____	髪の色/Hair: _____														
その他の特徴又は傷痕/Other distinguishing marks or information: _____																
指紋/Impressions of fingers: _____																
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																
印影/Stamp	所持者の署名/Signature of holder															

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 交付要綱の作成

市は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

(*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(3) 特殊標章等の作成・管理

市は、特殊標章等の交付要綱に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研 修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、東京都市町村職員研修所等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓 練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣区市町村、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、都及び小平消防署と協力し、駅、学校、病院、大規模集合住宅、官公庁、事業所等、その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- カ 市は、小平警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

【市において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ）
- 市内の道路網のリスト（避難経路として想定される国道、都道、市道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト（鉄道、バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力及び鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト（データベース策定後は、当該データベース））
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト（備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧及び協定
- 町内会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧（代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- 消防機関のリスト（東京消防庁、消防方面本部、消防署の所在地等の一覧）
- 要配慮者の避難支援マニュアル

(2) 隣接区市町村との連携の確保

市は、区市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接区市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難支援マニュアルの作成等による対策を講じる。

その際、避難誘導時において、健康福祉部を中心とした横断的な「要配慮者対

策班」を迅速に設置し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

また、市は、要配慮者が、正しい情報や支援を得て、適切な避難等の行動ができるよう、小平消防署が推進する「要配慮者に関する地域協力体制づくり」の活用について依頼する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受入等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、駅や大規模物品販売店舗等(以下「大規模集客施設等」という。)にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、市が行う救援について、防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

(3) 救援センター運営の準備

市は、市が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する市域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

○ 輸送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など

○ 輸送施設に関する情報

- ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

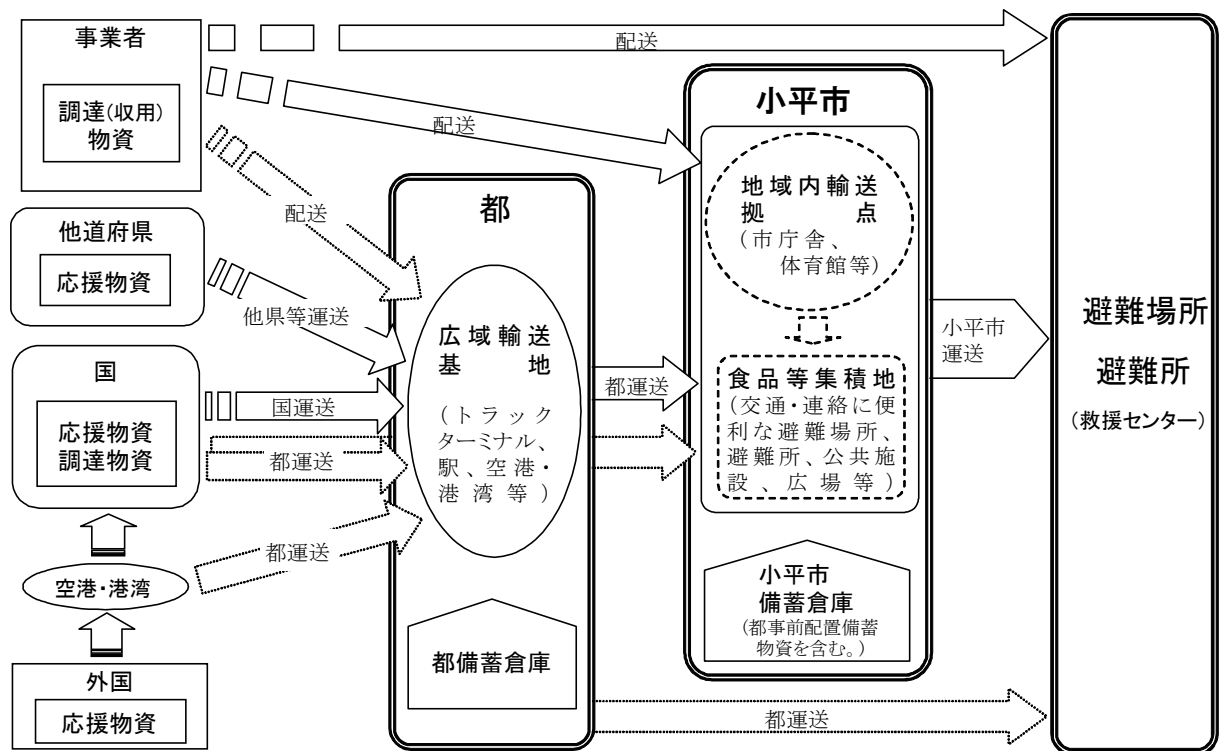
(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する市域に係る運送経路の情報を共有する。

(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点等の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

《緊急物資等の配送の概要》



5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

《避難施設の区分》（都国民保護計画より）

区 分	用 途	施 設 (例)
避 難 所	○ 避難住民が避難生活をする場所、又は避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	・ 小、中、高等学校 ・ 公民館 ・ 体育館 ・ コンベンション施設
二次避難所	○ 自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障がい者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・ 社会福祉施設等
避 難 場 所	○ 特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等からの一時的に避難するオープンスペース	・ 都立公園

市は、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等住民が迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その市域に所在する生活関連等施設について把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	旅客ターミナル施設、航空保安施設、滑走路等	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、小平警察署等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施のため特に必要となる次のような物資及び資材^(※)については、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、あらたに備蓄、調達について検討する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

消毒用噴霧器、消毒液（薬）、NBC災害に対応可能な防塵メガネ及び防塵マスク等

(※) 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

(3) 都及び他の市区町村との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市区町村や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む住民の受入などの協力について、市域の事業者の理解を得るよう努める。

(4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(2) 市は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。さらに、市は、日本赤十字社、都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

市は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

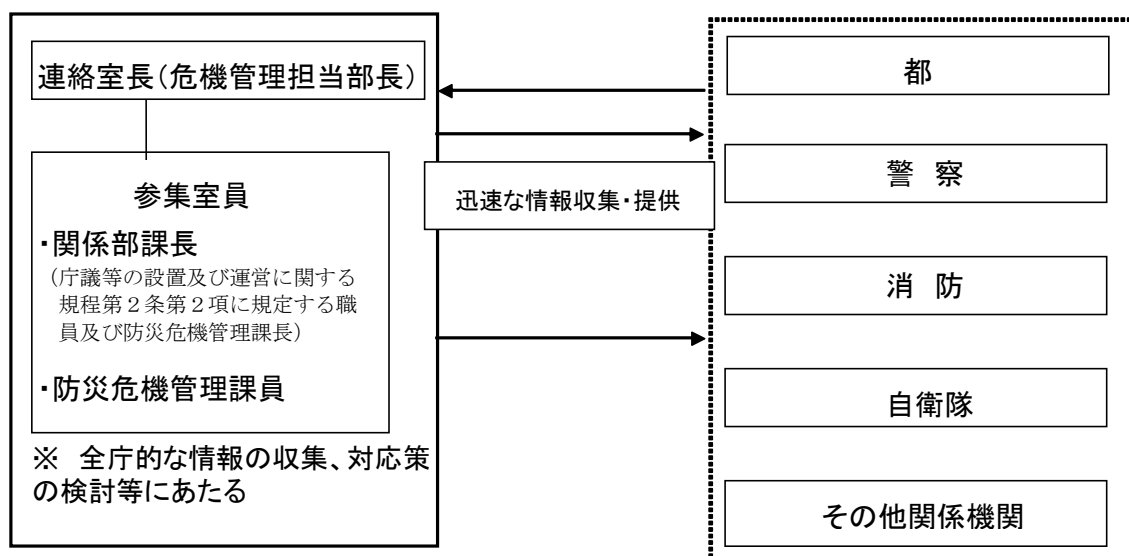
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に堪がみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

ア 市長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合においては、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



※ 住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告する。

イ 「緊急事態連絡室」は、小平警察署、小平消防署、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、都に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

ウ 市は、市対策本部の設置指定前にあつては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

(2) 初動措置の確保

ア 市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

イ 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等や、消防法に基づき、消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室」等を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があつた場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があつた場合の対応

市は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があつた場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、当市に対して市対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、危機情報収集体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係

機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市は、市対策本部の設置指定があった場合、市対策本部を迅速に設置し、市域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の組織及び運営

市対策本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「小平市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」（平成18年3月27日小平市条例第17号）、「小平市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則（以下「施行規則」という。）」（平成19年3月30日小平市規則第40号）に基づき行う。

- (1) 役割
市対策本部は、市が実施する市の区域に係る国民保護措置を総合的に推進する。
- (2) 組織
 - ア 市対策本部に、本部長室、部を置く。
なお、本部長室の掌握事務及び部の名称は、施行規則において定める。
 - イ 市対策本部の設置場所と被災現地との間に連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施のため、現地対策本部を置くことができる。
- (3) 構成
 - ア 市対策本部は、本部長、副本部長、本部員で構成する。
 - イ 市対策本部の部に部長を置く。
 - ウ そのほか市対策本部には、本部派遣員、本部連絡員を置く。

役 職	構 成 員
本 部 長	市長
副 本 部 長	副市長、教育長
本 部 員	庁議等の設置及び運営に関する規程第2条第2項に規定する職員、防災危機管理課長及び小平消防署予防課長
本部派遣員	本部長の求めに応じて派遣された関係機関等の職員
本部連絡員	部長等が部に所属する職員のうちから指名

(4) 本部長等の職務

役 職	職 務
本 部 長	本部の事務を総括する。
副 本 部 長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本 部 員	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。 また、部長等は本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
本部派遣員	市対策本部において、資料や情報を提供、及び意見を述べる。 《派遣を求めることができる関係機関の職員》 ・警察官 ・自衛官 ・指定地方行政機関の職員 ・指定公共機関の職員 ・指定地方公共機関の職員
本部連絡員	1 本部長室の運営の補助を行う。 2 本部長室及び部及び部相互間の連絡調整を行う。

(5) 本部長室の所掌事務

本部長室は、次の事項について、市対策本部の基本方針を審議策定する。

- ア 国民保護全体にわたる市の対処基本方針に関すること。
- イ 重要な武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 警報、避難の指示及び緊急通報の内容の伝達・通知に関すること。
- エ 警戒区域の設定に関すること。
- オ 退避の指示に関すること。
- カ 救援の実施に関すること。
- キ 公用令書の交付を伴う特定物資の収用等及び応急公用負担に関すること。
- ク 現地対策本部の設置に関すること。
- ケ 都を通じた自衛隊の部隊の派遣に関すること。
- コ 関係機関等への応援の要請に関すること。
- サ 国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること。
- シ 前項に掲げるもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

(6) 本部連絡員の分掌事務

- ア 市対策本部会議の運営に関すること。
- イ 本部長が決定した方針に基づく各部に対する具体的な指示に関すること。
- ウ 他の区市町村に対する応援の求め等広域応援に関すること
- エ 都を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること
- オ 関係各部が収集した被災情報等の整理及び集約に関すること
- カ 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること
- キ 本部長室及び部及び部相互間の連絡調整に関すること

2 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部の設置は、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室等を設置していた場合は、市対策本部に切り替える（前述））。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

なお、市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等で、市対策本部を庁舎内に設置できない場合は、第2編第1章第1－2－エ(イ)の順位にしたがい市対策本部を予備施設に設置する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することができる。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、都と市対策本部の設置場所について協議を行う。

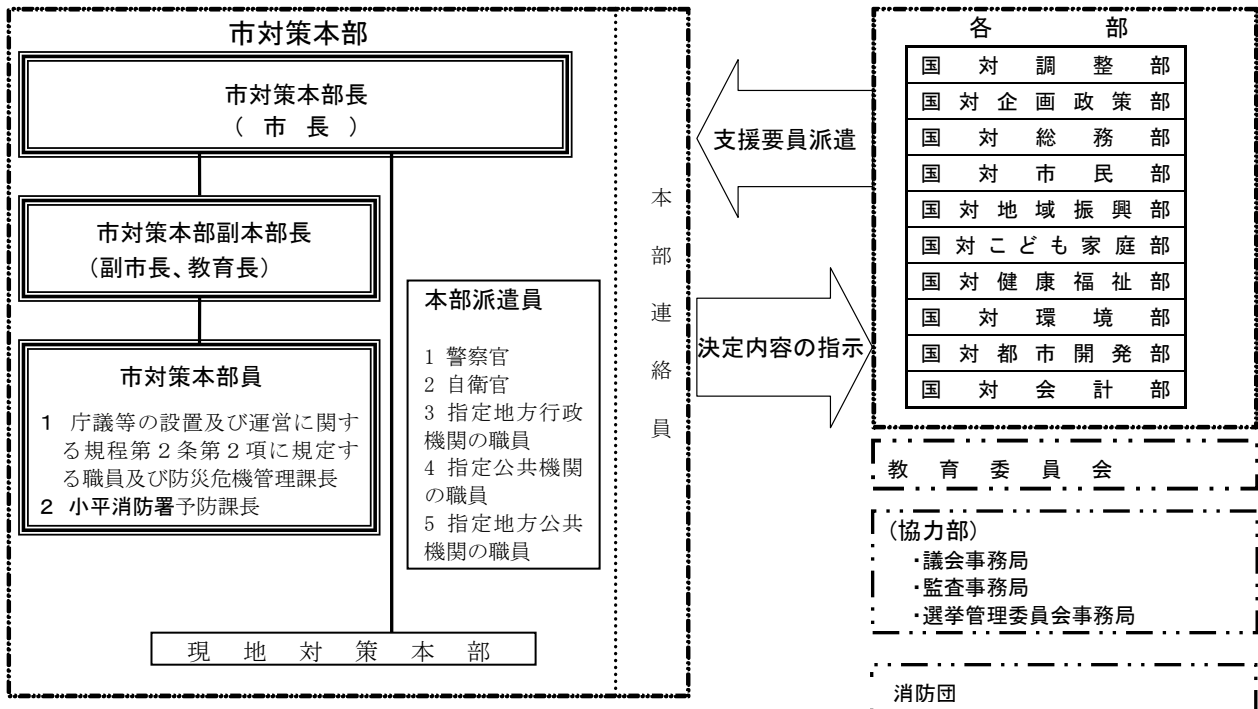
(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、当市に対して市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

市対策本部の組織及び機能



(注) 内は、本部長室の構成員を示す。

【市の各部における武力攻撃事態等に係る業務】

部 名	武 力 攻 撃 事 態 等 に 係 る 業 務
国 対 調 整 部	1 市が行う国民保護措置の調整に関すること 2 市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関すること 3 東京都、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等との連絡調整に関すること 4 危機情報の収集及び分析に関すること 5 避難施設との連絡調整に関すること 6 被災情報の収集及び提供体制に関すること 7 救援物資等に関すること 8 児童、妊産婦、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の救護、安全確保及び支援に関すること 9 避難実施要領の策定に関すること 10 防災行政無線、D I S (東京都災害情報システム) 端末等の通信機器に関すること 11 その他、他の部に属さない事項に関すること
国 対 企 画 政 策 部	1 市対策本部の支援に関すること 2 安否情報の問い合わせへの回答及び広報に関すること 3 報道機関との連絡に関すること 4 情報ネットワーク等(国対調整部に属するものを除く)に関すること
国 対 総 務 部	1 国民保護関係の予算その他財務に関すること 2 特殊標章(赤十字標章を除く)等の交付及び許可に関すること 3 市庁舎における警戒等に関すること 4 車両の調達及び配車に関すること 5 電話回線に関すること 6 物資等の調達に関すること
国 対 市 民 部	1 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること

国 対 地 域 振 興 部	1 市民活動団体の支援に関する事 2 在住外国人関係団体に対する警報の内容の伝達に関する事
	1 文化財の保護に関する事
国 対 こ ど も 家 庭 部	1 児童、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関する事（教育委員会に属するものを除く） 2 災害時の保育及び学童クラブに関する事 3 こども家庭部が所管する施設の警戒等に関する事
国 対 健 康 福 祉 部	1 医療及び防疫に関する事 2 高齢者、障がい者等の救護、安全確保及び支援に関する事 3 救援物資の運送及び配分に関する事 4 避難住民の運送に関する事 5 避難住民の受け入れに関する事 6 要配慮者支援班の設置に関する事 7 避難施設の設営及び運営に関する事 8 遺体の検案及びこれに必要な措置に関する事 9 義援金品の受領及び配分に関する事 10 赤十字標章の交付及び許可に関する事 11 国民保護に係るボランティア等の支援に係る総合調整に関する事 12 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救援及び保護に関する事（他の部に属するものを除く）
国 対 環 境 部	1 廃棄物（し尿を含む）処理に関する事 2 応急給水に関する事 3 下水施設の警戒等に関する事 4 公園の保全に関する事 5 前各号に掲げるもののほか、環境衛生に関する事（他の部に属するものを除く）
国 対 都 市 開 発 部	1 被災建築物の応急危険度判定に関する事 2 復興に関する事
	1 復旧に関する事 2 建築物の防災に関する事 3 応急仮設住宅等に関する事 4 道路及び橋りょうの保全に関する事 5 道路等における障害物の除去に関する事
国 対 会 計 部	1 現金及び物品の出納及び保管に関する事
教 育 委 員 会	1 文教施設の警戒等に関する事 2 被災児童及び生徒の就学に関する事 3 被災児童及び生徒の学用品に関する事 4 前3項に掲げるもののほか応急の学校教育（東京都担当分を除く）に関する事
（ 協 力 部 ） 議 会 事 務 局 監 査 事 務 局 選挙管理委員会事務局	1 他の部に対する応援のための体制整備に関する事
消 防 団	1 避難住民等の誘導に関する事 2 消防署隊との連携に関する事

(4) 武力攻撃事態等における東京消防庁の業務(東京都国民保護計画抜粋)

- ア 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
- イ 消火、救助・救急に関すること
- ウ 危険物等の措置に関すること
- エ 避難住民の誘導に関すること
- オ 警報伝達の協力に関すること
- カ 消防団との連携に関すること
- キ 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること
- ク 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること

(5) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

(ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

(イ) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

(ウ) 都と連携した広報体制を構築する。

エ 関係する報道機関への情報提供

(6) 小平市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、小平市現地対策本部（以下「市現地対策本部」という。）を設置する。

また、市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(7) 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警視庁、東京消防庁、保健所、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整等

※ 市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(8) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市域の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 東京都対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、東京都対策本部長(以下「都対策本部長」という。)に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。(*) また、市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 職員の派遣の求め等

市対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、警視庁、自衛隊、指定地方行政機関、地方公共機関、指定地方公共機関及び協力機関と緊密な連携を図る必要があると認めるときは、市域を管轄する当該関係機関の代表者に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。

また、市対策本部長は、派遣された警視庁等関係機関の職員等を市対策本部会議へ出席させることができる。

エ 情報の提供の求め

市対策本部長は、都対策本部長に対し、市域における国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

オ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域における国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

カ 小平市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、小平市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

なお、この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(*) 運送事業者である一の指定地方公共機関に対し、複数の区市町村から避難住民の運送の求めがなされた場合の調整など

(9) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

3 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

4 特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

【交付対象者】

- 1 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 2 消防団長及び消防団員
- 3 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 4 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と他の区市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国、都の対策本部との連携

(1) 国、都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都対策本部長から都対策本部派遣員として市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国、都の現地対策本部との連携

市は、国、都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会^(*)を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

^(*) 国の現地対策本部長は、国民保護に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて市域を担当区域とする東京地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東部方面総監、海上自衛隊にあつては横須賀地方総監、航空自衛隊にあつては作戦システム運用隊を介し、防衛大臣に連絡する。
- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（*）により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の区市町村長等への応援の要求
 - ア 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の区市町村長等に対して応援を求める。
 - イ 応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- (2) 都への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。
- (3) 事務の一部の委託
 - ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - (ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - (イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
 - イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

（*）内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第 78 条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第 81 条）

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、前記(1)の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、前記(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市が行う応援等

- (1) 他の区市町村に対して行う応援等
 - ア 市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合で、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
 - イ 市長は、他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、所定の事項を議会に報告する。また、市は公示を行い、都に届け出る。
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等
 - 市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合で、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 他道府県の避難住民等の受入れ

市長は、国の避難措置の指示に基づき、東京都が要避難地域の他道府県からの避難住民を受け入れた場合で、必要に応じて知事と協議し、市が受入れ地域に決定した場合は、避難住民を受け入れる。

また、市長は、国の救援の指示に基づき、市と都が協力し、復帰するまでの期間、受け入れた避難住民の救援を行う。

なお、避難住民の受け入れにおける関係機関の役割分担は、次のとおり。

避難住民の受入れにおける関係機関の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
小 平 市	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集・提供
東 京 都	○ 要避難地域の道府県との協議、受入地域の決定・通知 ○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難住民への物資・資材の提供等 ○ 安否情報の収集・提供
警 視 庁	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 交通規制 ○ 避難所における警戒
東 京 消 防 庁	○ 要避難地域の市町村による避難誘導への協力 ○ 避難所等における火災予防
指 定 行 政 機 関	○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難所における救援の支援
自 衛 隊	○ 避難住民の誘導、避難住民等の救援の実施
指定地方行政機関	○ 避難住民の誘導の支援 ○ 避難所における救援の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指 定 公 共 機 関	○ 避難住民・物資の運送(運送事業者)、医療の提供(医療事業者)等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ 避難住民・物資の運送(運送事業者)、医療の提供(医療事業者)等必要な措置の実施
要避難地域の道府県	○ 都への協議、避難の指示、指示内容の通知 ○ 要避難地域の市町村による避難誘導の支援 ○ 都が行う救援への協力 ○ 安否情報の収集・提供
要避難地域の市町村	○ 避難の指示の伝達 ○ 避難住民の誘導 ○ 都が行う救援への協力 ○ 安否情報の収集・提供

(1) 避難誘導

市長は、要避難地域の市町村が主体となって行う避難住民の誘導について、都及び要避難地域の市町村と緊密に連絡を取りつつ、避難住民の移動方法に応じた市域での運送を確保する等、必要な協力を行う。

(2) 避難所の運営

市長は、他市町村からの避難住民を受け入れた避難所等において、都と連携、協力し、食品・飲料水を提供するなど必要な救援を行う。

(3) 安否情報の収集・提供

ア 市は、要避難地域の道府県・市町村、都と連携、協力し、安否情報の収集に努める。

イ この場合、関係する都道府県、区市町村が安否情報の提供ができるよう、安否情報の共有化を図る。

(4) 平素からの備え

避難や救援に対する備えは、「第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」に掲げた事項を基本とし、他道府県からの避難住民の受入に備える。

ア 市は、避難住民の受入を円滑に行うため、市及び都との役割分担等について、整理する。

イ 市は、東京都及び要避難地域の道府県、市町村との安否情報の収集、提供、安否情報の共有のあり方等について、検討、整理する。

8 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

ア 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、住民からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

イ 市は、安全の確保が十分であると判断した場合は、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供やボランティアの生活環境についても配慮し、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

9 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

なお、国民の権利利益の救済に係る手続きに関する担当課等は、第2編第1章第1、4による。

(2) 文書の適切な保存

ア 市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、小平市文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。

イ また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため及び武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

ウ なお、これらの文書は、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達・通知

(1) 警報の内容の伝達等

ア 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた手順、方法に従って、迅速かつ的確に住民及び市域に所在する公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、青年会議所、病院、学校等）に警報の内容を伝達する。

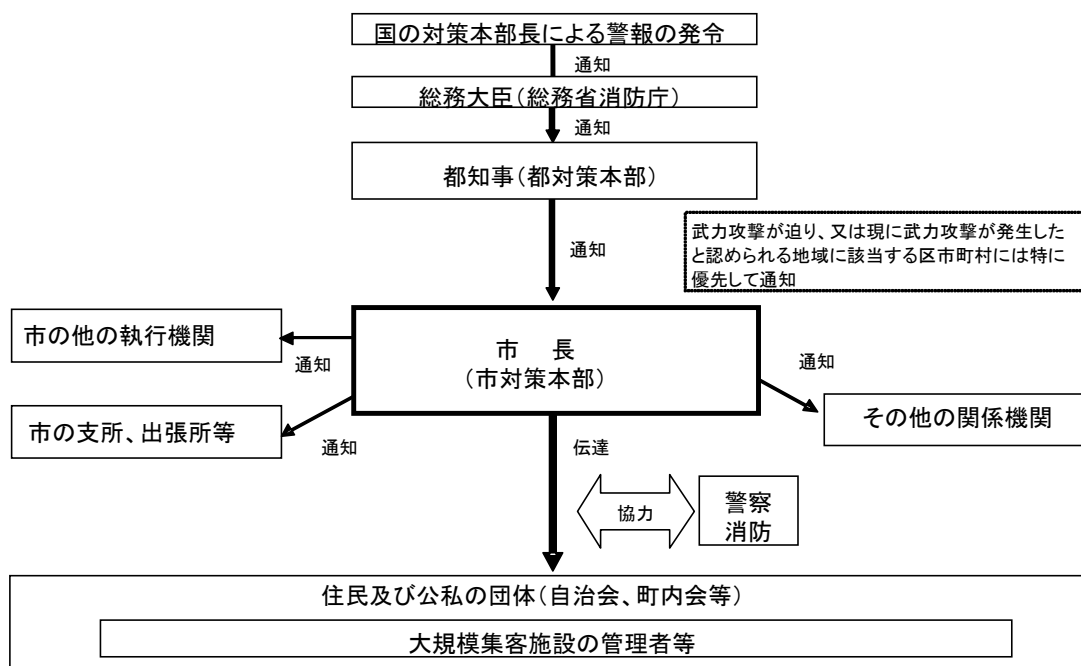
イ 市は、都と協力して、市域の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市における他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

《警報の内容の伝達・通知の概要》



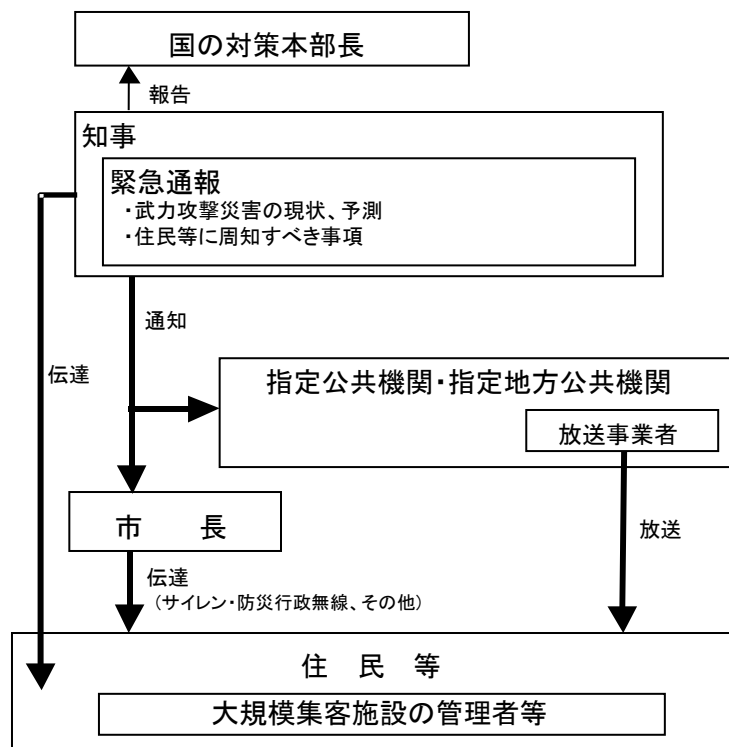
2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在、市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
 - ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
 - この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
 - (ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
 - (イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
 - ウ 共通事項として、広報車の使用、自主防災組織による各世帯等への伝達及び自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効率的な方法も活用する。
- (2) 警報の伝達
 - ア 市長は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。
 - イ 市長は、住民等に警報の内容の伝達するにあたり、小平消防署の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。
 - ウ 小平市消防団は、東京消防庁（消防総監又は小平消防署長）の所轄の下に行動するものとする。
 - エ 市は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、小平警察署と緊密な連携を図る。
- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、国対調整部及び国対健康福祉部との連携の下で避難支援プランを活用及び日本語を理解できない外国人対策として、国際交流協会等との連携体制の確立など、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

3 緊急通報の伝達及び通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

《緊急通報の発令の概要》



第2 避難住民の誘導等

市は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

対象期間は、武力攻撃事態等が認定され、内閣総理大臣の本部設置指定を受けて、市長が市対策本部を設置してから、都知事からの避難措置の指示を受ける前までの期間とする。

なお、本段階における主眼は、「市対策本部の体制確立、小平市国民保護措置方針の策定」、「住民避難に必要な諸準備を完了」、「生活関連等施設の安全確保」である。

避難準備段階における市・関係機関等の役割分担については、次のとおり。

避難準備段階における市・関係機関等の役割分担

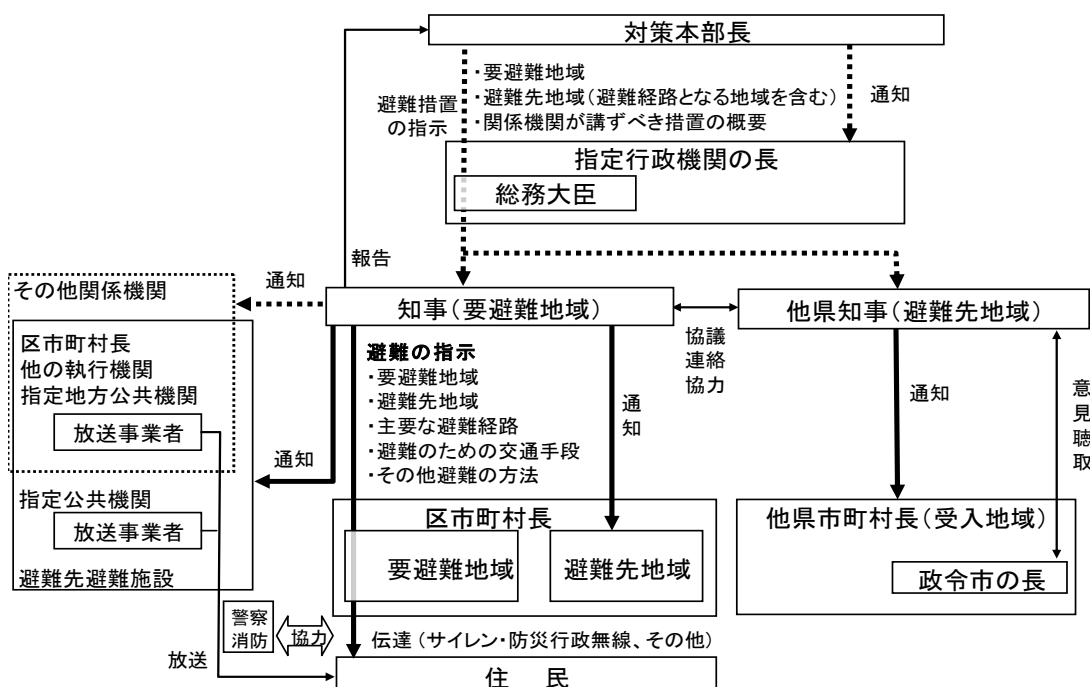
機 関 名	主 な 役 割
小 平 市	○ 市対策本部の設置・運営 ○ 警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
東 京 都	○ 都対策本部の設置・運営 ○ 避難、救援等の国民保護措置の実施準備 ○ 警報の通知・伝達
警 視 庁	○ 生活関連等施設の警備強化 ○ 市に協力して警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
東 京 消 防 庁	○ 生活関連等施設の指導 ○ 市に協力して警報の伝達 ○ 避難誘導の準備
指 定 行 政 機 関	○ 計画に基づき国民保護措置の実施準備
自 衛 隊	○ 自衛隊の部隊等の派遣に関する情報交換
指定地方行政機関	○ 計画に基づき国民保護措置の実施準備
指 定 公 共 機 関	○ 業務計画に基づき国民保護措置の実施準備 ○ 警報の放送（放送事業者） ○ 避難住民、物資の運送準備（運送事業者）
指定地方公共機関	○ 業務計画に基づき国民保護措置の実施準備 ○ 警報の放送（放送事業者） ○ 避難住民、物資の運送準備（運送事業者）

（東京都国民保護計画より抜粋）

1 避難の指示の伝達

- (1) 市長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- (2) 市長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

《避難の指示の流れ》



2 避難実施要領の作成

(1) 避難実施要領の作成

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、都、警察署、消防署等の関係機関の意見を聴きつつ、第2編第2章2「避難実施要領のパターンの作成」に基づき、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンを参考に的確迅速に避難の指示の内容に応じた避難実施要領を作成する。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他、避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

【避難実施要領に記載する項目】

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- イ 避難先
- ウ 一時集合場所及び集合方法
- エ 集合時間
- オ 集合に当たっての留意事項
- カ 避難の手段及び避難の経路
- キ 市職員の配置等
- ク 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ケ 要避難地域における残留者の確認
- コ 避難誘導中の食料等の支援
- サ 避難住民の携行品、服装
- シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合）
（都との役割分担、運送事業者との連絡網）
- カ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援マニュアル、要配慮者支援班の設置）

- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 市職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

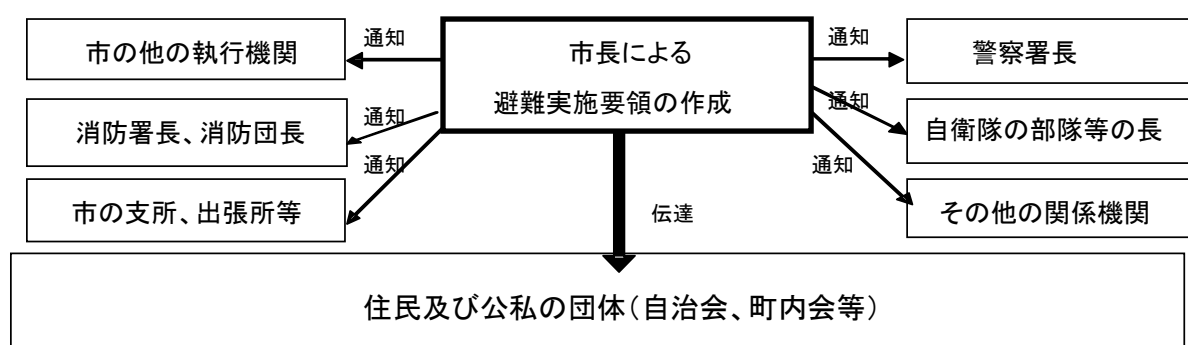
(3) 国の対策本部長による利用指針の調整

市長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

また、この場合において、市長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(4) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、小平警察署長、小平消防署長及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

避難住民の誘導に係る対象期間は、都知事による避難措置の指示が伝達されてから、要避難地域の住民が避難先地域への移動を完了するまでの期間である。

なお、本段階における主眼は、「的確・迅速な住民避難」、「避難所における救援の準備完了」、「武力攻撃災害に応じた消火、救助・救急活動」である。

避難段階における市・関係機関等の役割分担については、次のとおり。

避難段階における市・関係機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
小 平 市	○ 避難の指示の周知 ○ 避難住民の誘導 ○ 避難所における救援の準備
東 京 都	○ 避難の指示、指示内容の通知 ○ 市による避難誘導を支援 ○ 避難所における救援の準備
警 視 庁	○ 市と協力して避難の指示を周知 ○ 市と協力して避難住民の誘導 ○ 交通規制、放置車両の撤去 ○ 災害が発生した場合の救助活動
東 京 消 防 庁	○ 消火、救急・救助 ○ 市と協力して避難の指示を周知 ○ 市と協力して避難住民の誘導 ○ 臨時の収容施設の出火防止に関する助言
指 定 行 政 機 関	○ 避難住民の誘導、避難所における救援準備の支援
自 衛 隊	○ 国民保護等派遣により、避難住民の誘導、武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施
指定地方行政機関	○ 避難住民の誘導、避難所における救援準備の支援
指 定 公 共 機 関	○ 避難の指示の放送(放送事業者)、避難住民・物資の運送(運送事業者)、医療の提供(医療事業者)等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ 避難の指示の放送(放送事業者)、避難住民・物資の運送(運送事業者)、医療の提供(医療事業者)等必要な措置の実施

(東京都国民保護計画より抜粋)

(1) 市長による避難住民の誘導

ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監(小平消防署長)及び小平市消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、市職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

イ なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 東京消防庁との連携

市長は、避難住民の誘導を行うにあたっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（小平消防署長）の協力を得て実施する。

なお、小平市消防団は、消防総監又は小平消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 市長は、必要があると認めるときは、小平警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官や自衛官等（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の供給等の実施や情報の提供

ア 市長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与・飲料水の供給、並びに医療の提供その他の便宜を図る。

イ 市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供し、その際には避難住民の不安を軽減するために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者救護班を設置し、都要配慮者対策統括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、要配慮者の避難に関して、市は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

(7) 残留者等への対応

避難住民の誘導にあたる市職員は、警察、消防等と共に、避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

市は、原則、市域に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、小平警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、小平警察署と連携を保ち、住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

また、市は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

○危険動物等の逸走対策

○要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、小平警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

ア 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ 避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 市長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

エ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など、市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の移送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関

又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

また、市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に対し、その旨を通知する。

(14) 避難生活段階における市・関係機関等の役割分担

避難生活段階の対象期間は、住民が避難所で避難生活をしている期間(避難してから避難解除されるまでの期間)である。

なお、避難生活段階における主眼は、「避難所における避難住民の生活確保」、「安否情報の収集・提供」、「治安、物価に係る社会的な混乱の防止」である。

避難生活段階における市・関係機関等の役割分担は、次のとおり。

避難生活段階における市・関係機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
小 平 市	○ 市国民保護対策本部の運営 ○ 避難所の運営 ○ 安否情報の収集・提供
東 京 都	○ 東京都国民保護対策本部の運営 ○ 避難住民への物資・資材の提供等 ○ ライフラインが被災した場合の応急復旧 ○ 安否情報の収集・提供
警 視 庁	○ 避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ○ 被災者の救助活動 ○ 交通規制(特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域)
東 京 消 防 庁	○ 火災が発生した場合の消火活動 ○ 被災者の救助・救急活動 ○ 避難所等における火災予防
指 定 行 政 機 関	○ 避難所における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自 衛 隊	○ 避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処・応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○ 避難所における救援の支援 ○ 著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃への対処 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指 定 公 共 機 関	○ ライフライン等の安定供給・運行等 ○ 緊急物資の運送(運送事業者)、医療の提供(医療事業者)等必要な措置の実施
指定地方公共機関	○ ライフライン等の安定供給・運行等 ○ 緊急物資の運送(運送事業者)、医療の提供(医療事業者)等必要な措置の実施

(東京都国民保護計画より抜粋)

(15) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

復帰段階における市・関係機関等の役割分担については、次のとおり。

復帰段階における市・関係機関等の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
小 平 市	○ 市国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 復帰実施要領の作成 ○ 復帰誘導 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
東 京 都	○ 東京都国民保護対策本部の運営・廃止 ○ 避難の指示の解除 ○ 市による復帰実施要領作成の支援 ○ 市による復帰誘導の支援 ○ 復帰解除されても復帰できない者への救援
警 視 庁	○ 区市町村と協力して復帰住民の誘導(必要に応じて) ○ 復帰地域の治安の維持
東 京 消 防 庁	○ 区市町村と協力して復帰住民の誘導(必要に応じて)
指 定 行 政 機 関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
自 衛 隊	○ 武力攻撃災害の応急復旧等の実施
指定地方行政機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 生活関連物資等の価格安定措置
指 定 公 共 機 関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 避難の指示解除の放送(放送事業者) ○ 復帰住民の運送(運送事業者)
指定地方公共機関	○ 住民の復帰のための措置の支援 ○ 応急復旧の支援 ○ 避難の指示解除の放送(放送事業者) ○ 復帰住民の運送(運送事業者)

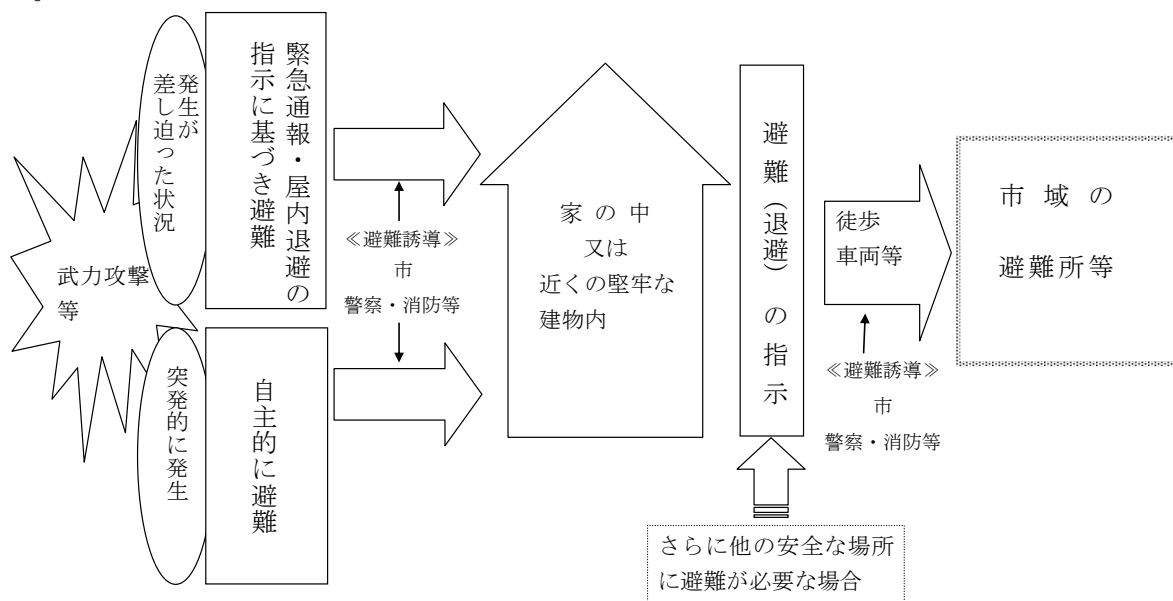
(東京都国民保護計画より抜粋)

4 想定される避難の形態と市による誘導

- (1) 突発的かつ局地的な事態の場合
ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

ア 屋外で突発的に発生

市が要避難地域となった場合は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応を図る。

- 状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。
また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等の既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。
- 当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、小平警察署、小平消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、

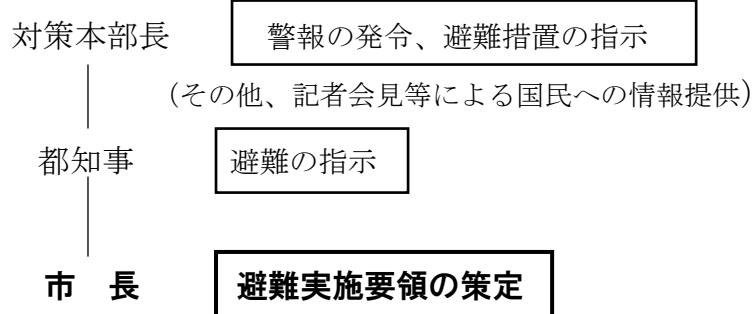
関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、ＢＣ弾頭）

- ・ 発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要となる。
- ・ 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・ 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・ 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、予め出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

- （ア） 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- （イ） 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

航空攻撃（通常爆弾等）

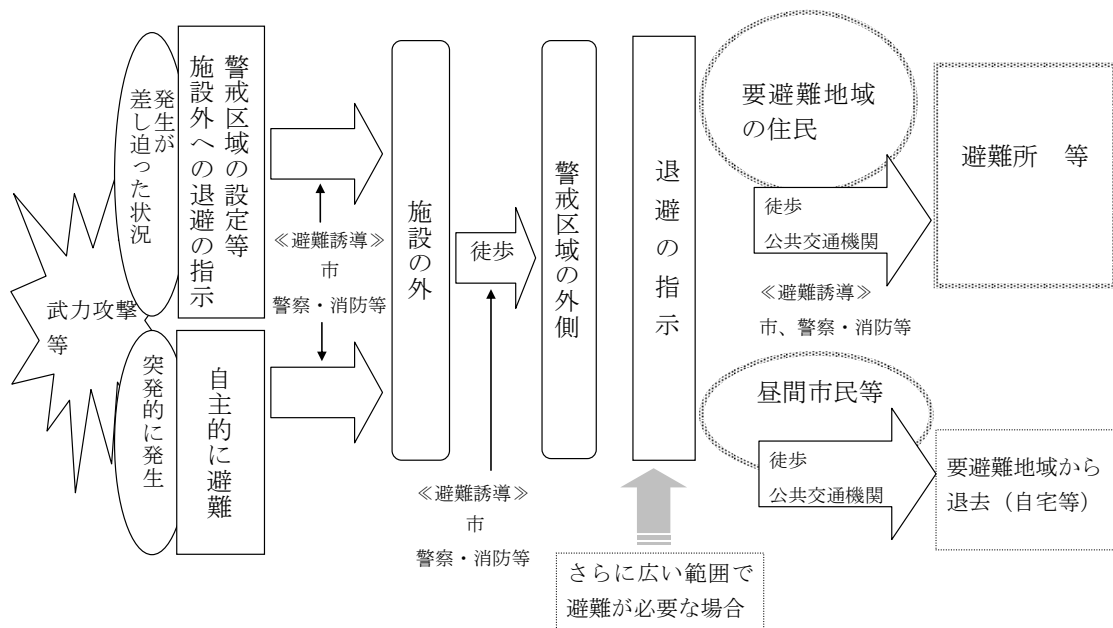
弾道ミサイル攻撃に準じる。

緊急対処事態等（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



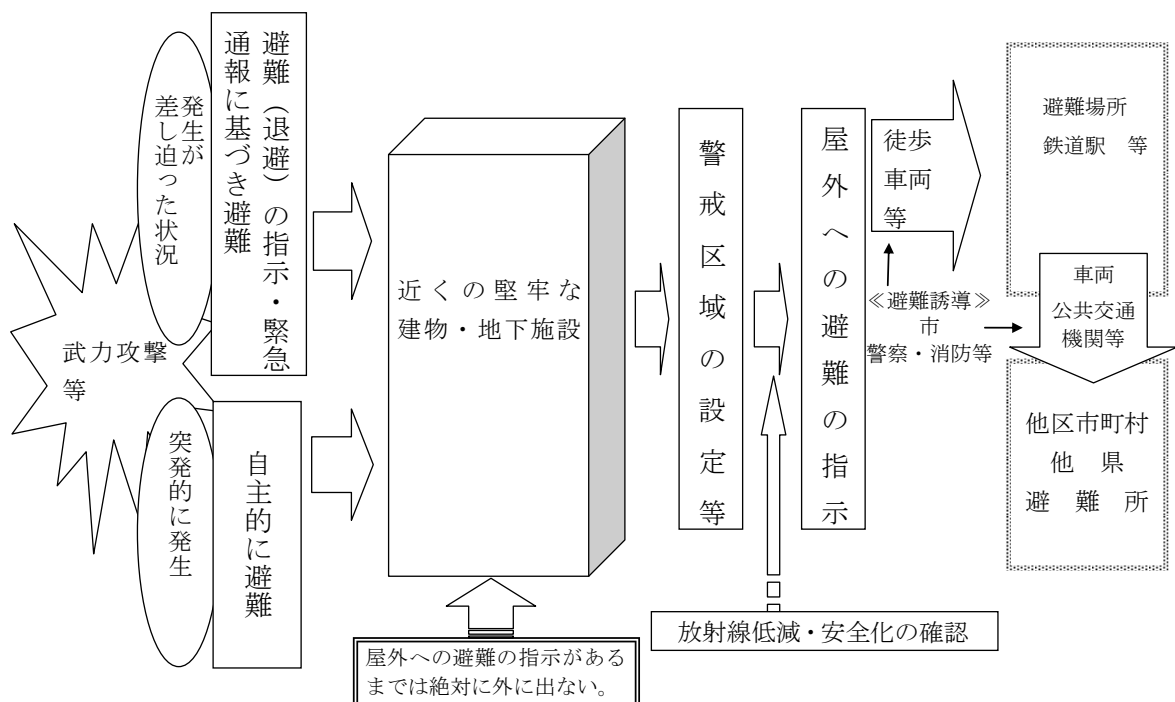
《該当する事態類型と避難上の留意点》

緊急対処事態（大規模テロ等（NBC攻撃を伴う場合を含む））

第5編「大規模テロ等（緊急対処事態）への対処」で記述

(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合

市が要避難地域となった場合は、屋内に避難した住民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

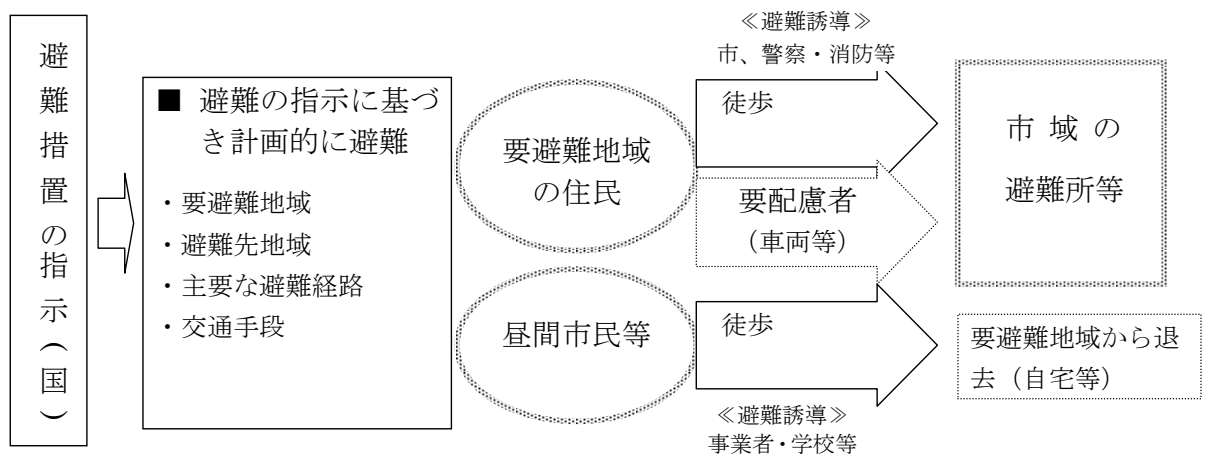
- ・ 攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等に避難する。
- ・ 一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・ 核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下をさけ極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・ 市は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

市が要避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を市域の避難所等まで誘導する。



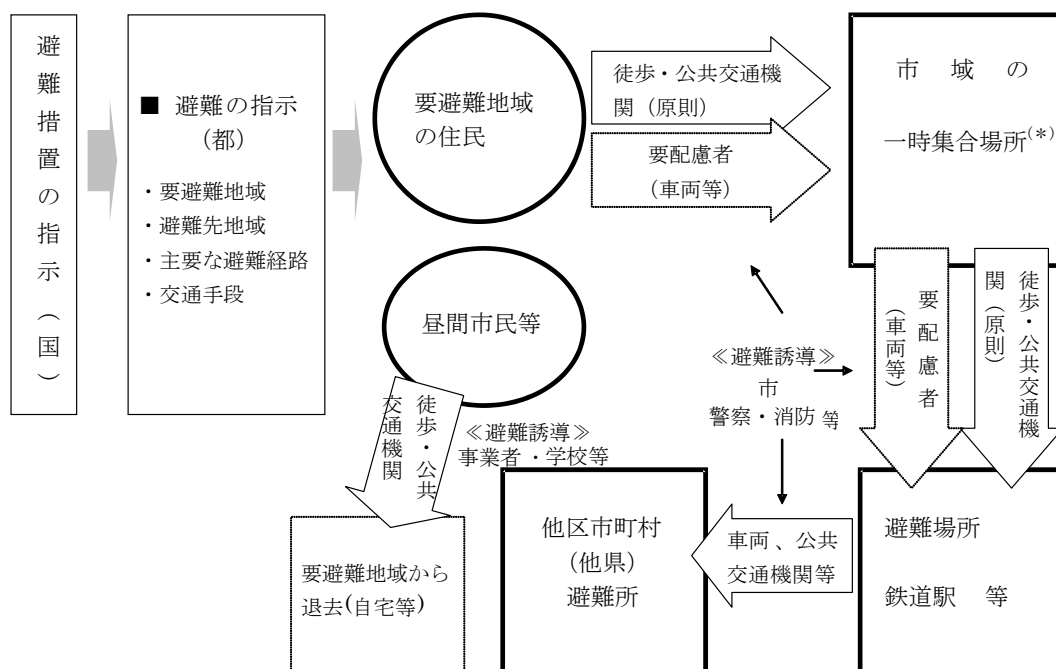
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

市が避難地域となった場合は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素から係る避難を想定した具体的な対応については、定めない。

(※) 市が防災計画に基づき指定している「いっとき避難場所」を活用する。

第6章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、都と予め調整した役割分担に基づき、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

市長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 都への要請等

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

市長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の程度及び方法の基準

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

4 救援の内容

(1) 収容施設の供与

ア 避難所の救援

(ア) 避難所、二次避難所の開設

市は、市域が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。

(都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設)

(イ) 避難所、二次避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。

(ウ) 避難所、二次避難所の運営

避難所の運営は、避難所の位置する区市町村が行うこととなるが、多くの避難住民を収容するため、都があらかじめ指定した施設及び民間施設を避難所とする場合は、都が運営することとなる。

女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。

(エ) 救援センターの設置

市は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- 避難住民に対する食料等の配給
- 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- 避難住民の生活状況の把握
- 市（長）に対する物資・資材等の要請 等

(オ) 都対策本部（避難所支援本部（*））への報告

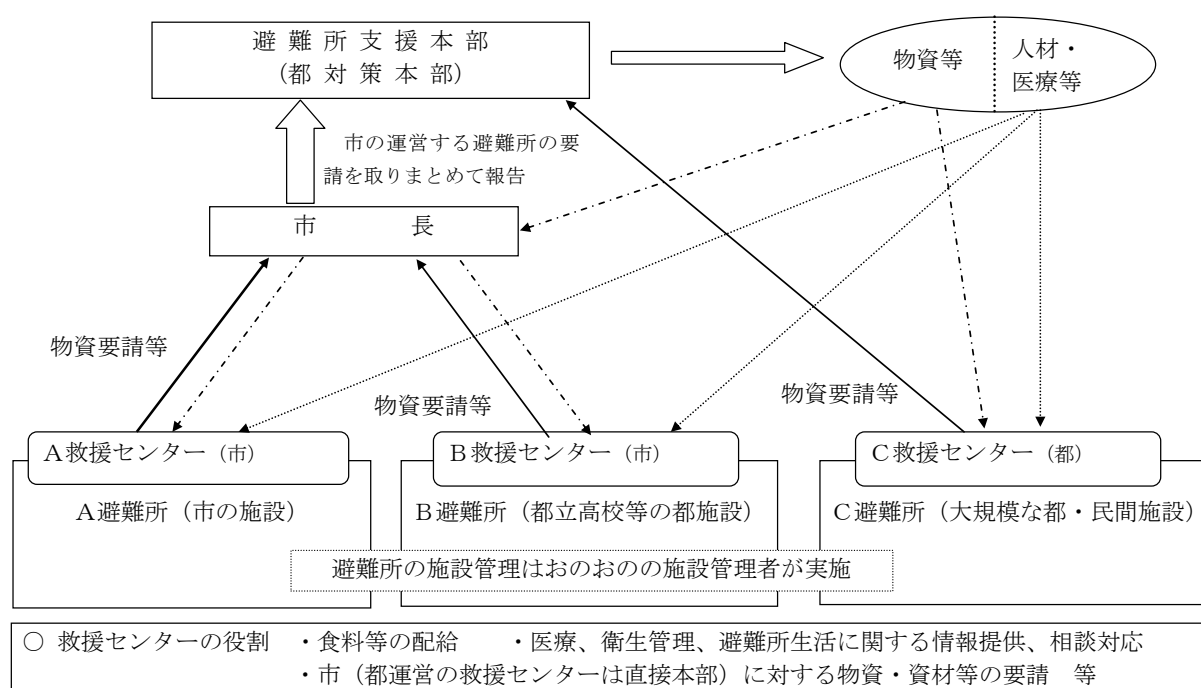
市（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告のうえ、救援物資の供給等を要請する。

(*) 都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直接物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・応急医療の提供
- ・学用品の供給
- ・避難所における保健衛生の確保 等

《避難所支援本部・救援センターの役割》



イ 応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び市における備蓄品を活用するものとする。また、緊急時においては、市における備蓄品(都の事前配置分を含む。)又は調達品をもって充てる。

イ 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、市は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

ア 医療に関する情報提供

市は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

イ 被災者への医療の提供及び助産

市は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

また、市は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

ウ 患者の搬送

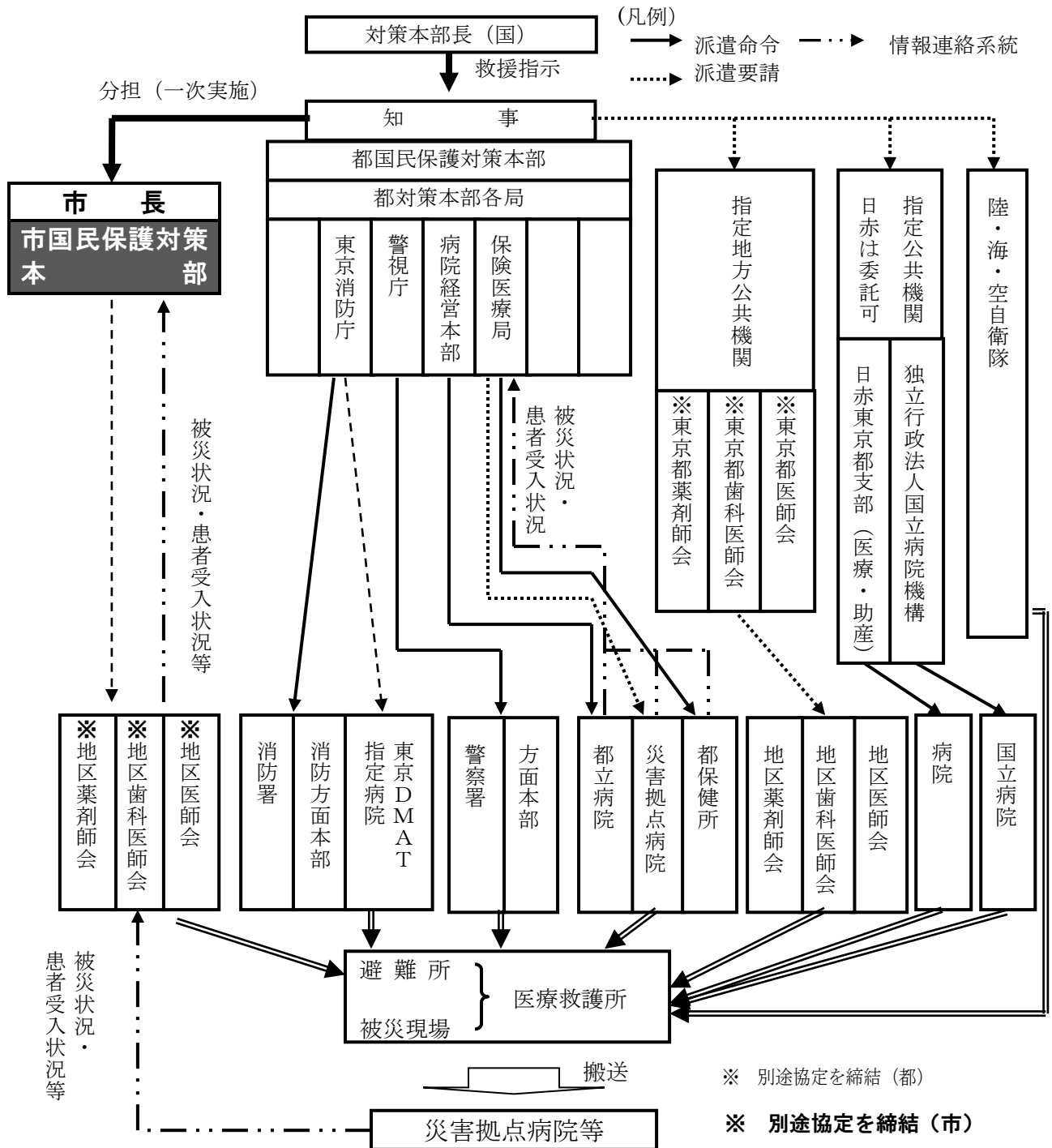
市は、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

《医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統》



（東京都国民保護計画より抜粋）

（4）被災者の捜索及び救出

市は、警視庁、東京消防庁が中心となつて行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

市は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

また、市は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

なお、遺体の取り扱い等については、小平市地域防災計画に準じ、必要な措置を講ずることとする。

(6) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集及び選定を行う。

(8) 学用品の給与

市は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し都に報告する。

また、市は、都が区市町村の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(9) 行方不明者の搜索及び死体の取扱い

ア 市は、警視庁、東京消防庁等が中心となって行う行方不明者の搜索に協力する。

イ 市は、小平警察署等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。

ウ 市は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

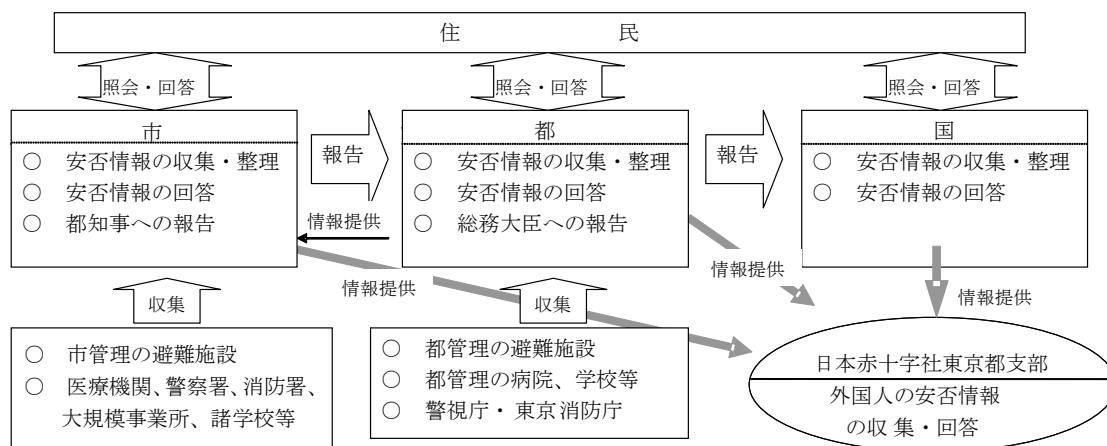
市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し^(*) これらを除去する。

^(*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区市町村と協力して土石、竹木等の除去を実施。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難住民や負傷或いは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答のその他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。)に規定する様式(以下「省令様式」という。)第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・小平市 …… 市管理の避難施設、市の施設(学校等)
市域内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都 …… 都管理の避難施設、都の施設(病院・学校等)
警視庁、東京消防庁等

(2) 安否情報収集への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留

意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ア 市は、安否情報の照会窓口や照会方法について、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- イ 住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 照会者の本人確認

- ア 市は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。
- イ 市は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。
なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

- ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、(2)により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認める

ときは、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部からの要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

また、当該安否情報の提供に当たっても、3（3）、（4）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の実応ととともに、特殊な武力攻撃災害への実応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 都知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

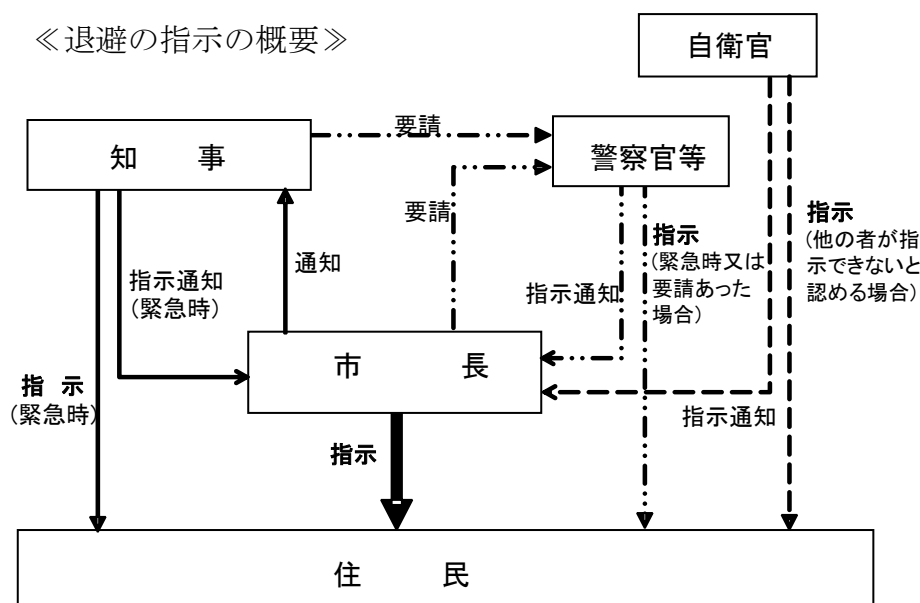
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、警察官又は東京消防庁職員から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2 応急措置等

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

《退避の指示の概要》



(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。(*)

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（いっとき）避難場所へ退避すること。

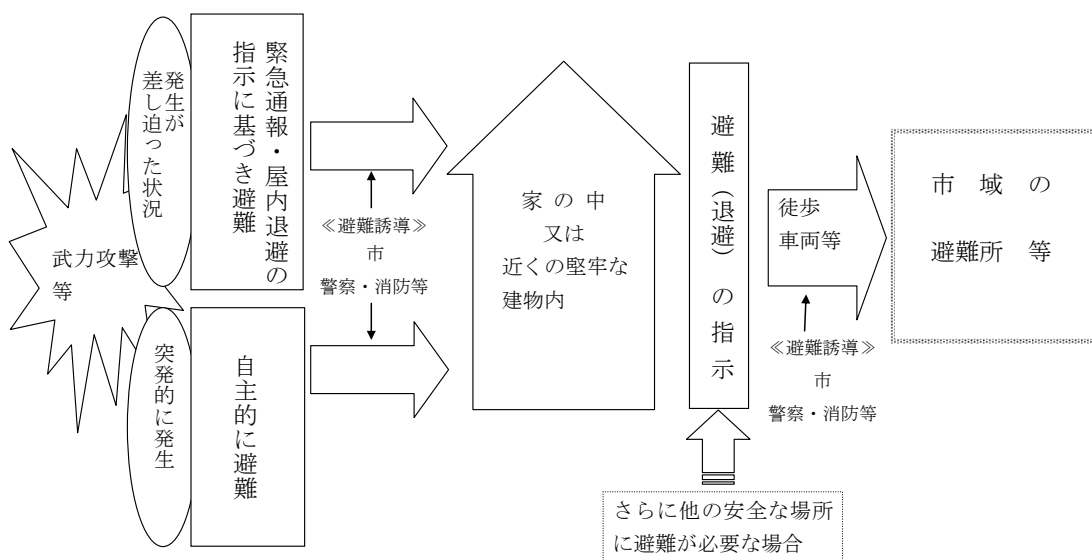
ア 屋内への退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。

(ア) NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

(イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

《屋内退避のイメージ》



(*) 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などには、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

【屋内退避の指示（例）】

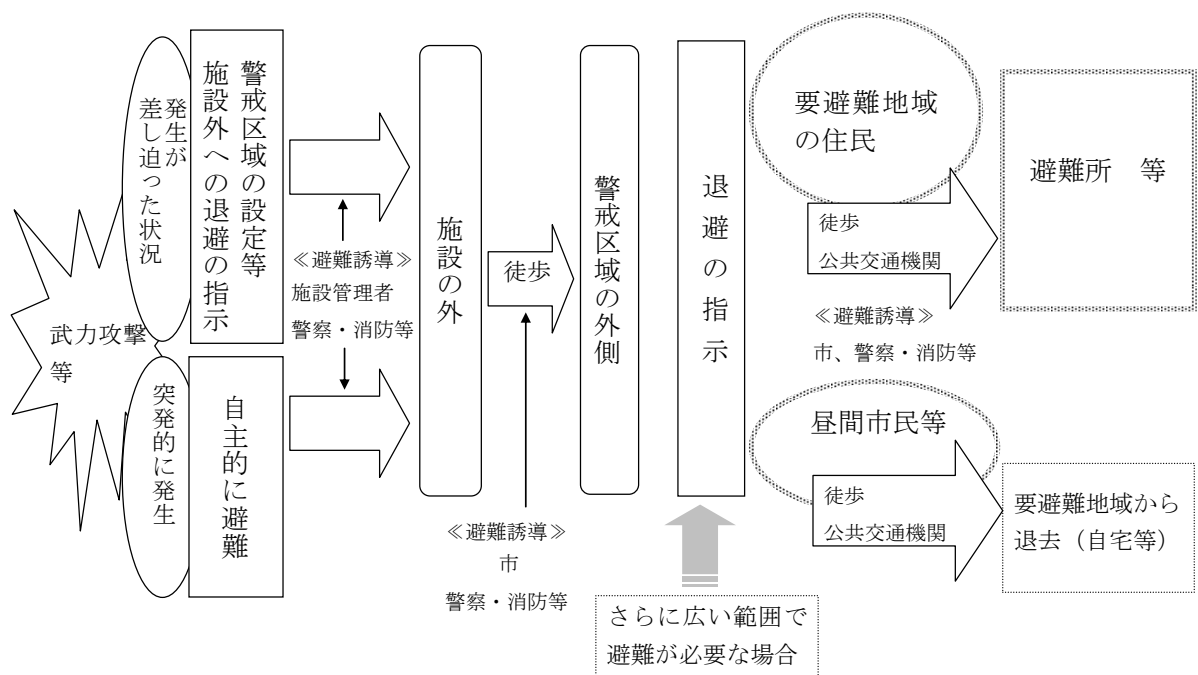
「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。

イ 屋外への退避の指示

市長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合などに行うものとする。

- ・駅や大規模な物品販売店舗、学校などの施設の中で、NBC攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示（例）】

〇〇駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、都知事、警察官又は自衛官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や当市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、小平警察署等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、都知事、警察官又は自衛官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を

受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、警戒区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、小平警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 東京消防庁の活動等

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、次のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

ア 武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。

イ 武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。

ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。

エ 武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。

オ 東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

また、小平市消防団は、消防総監又は小平消防署長の所轄の下に行動する。

(3) 医療機関との連携

市長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(4) 安全の確保

ア 市長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 小平市消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は小平消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

エ 市長は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための取組みを促進する。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ小平警察署、小平消防署等、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外で市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

○ 危険物質等に関する措置命令

国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物（市町村内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は市町村内の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うものに限る。）に係る下記2、3の措置については、東京消防庁が行うこととなる。

【措置】

- 1 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- 2 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- 3 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※ 消防法第2条第7項の危険物に係る1の措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

第4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

ア 市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

イ 市は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警視庁及び東京消防庁等の関係機関とともに、原因物質の特定に資する情報収集や被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、警視庁、東京消防庁、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

イ 生物剤による攻撃の場合

(ア) 市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

(イ) 市は、警察等の関係機関及び保健所と連携して、消毒等の必要な措置を行う。

(ウ) 市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性(*)に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

(5) 市長の権限

市長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

国民保護法第108条第1項に基づく措置

法108条1項各号	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、前記表中（以下この章において「前表」という。）の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

前表第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

国民保護法施行令第31条に基づく通知事項

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前表第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- 1 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- 2 市は、情報収集に当たっては、小平警察署、小平消防署等との連絡を密にする。
- 3 市は、収集した被災情報の第一報を、都^(*)に対し下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。
- 4 市は、第一報を都に報告した後も、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、都に報告する。

(*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）						
年 月 日 時 分 小 平 市						
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域） （1）発生日時 年 月 日 （2）発生場所 小平市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要						
3 人的・物的被害状況						
人 的 被 害				住 家 被 害		その他
死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。						
死亡年月日		性別	年齢	概 況		

第10章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 環境衛生の確保

市は、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、都と協力し、水の消毒の確認や、避難所の環境整備のための措置を実施する。

(4) 食品衛生の確保

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、前記アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

第 1 1 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

小平市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、学習機会の確保、授業料の減免、被災した児童生徒に対する就学援助等を行う。

また、避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、学校施設等の応急復旧等の適切な措置を講ずる。

(2) 市税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付または納入に関する期限の延長並びに市税の減免及び徴収猶予の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 道路の適切な管理

市は道路の管理者として、道路を適切に管理する。

(2) 市におけるライフライン等の安全確保

市は、避難住民の復帰にあわせ、自らが管理するライフライン施設の応急復旧を完了するよう努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 都に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

- (1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。
- (2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って都と連携して実施する。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

3 復旧・復興における市、関係機関の役割分担

機 関 名	主 な 役 割
小 平 市	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
東 京 都	○ 道路等の公共施設の復旧 ○ 都のライフライン施設の復旧 ○ 都市、住宅、くらし、産業等の復興 ○ 国民保護に要した費用の支弁
警 視 庁	○ 犯罪の予防、社会秩序の維持
東 京 消 防 庁	○ 消防相談に関すること ○ 火災予防に関すること
指 定 公 共 機 関	○ ライフライン施設等の復旧
指定地方公共機関	○ ライフライン施設等の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で、市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途、国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分に関して、国民保護法施行令に定める手続等に従い、通常生ずべき損失を補償する。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、都の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の請求を行う。

第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

- 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処については、国民保護対策本部の設置や国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）など武力攻撃事態等への対処に準じて行う。
- 本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における警戒」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項を記載する。

■ 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

■ 想定される事態類型

事 態 類 型	事 例
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物施設等への攻撃
② 大規模集客施設等への攻撃	イベント施設・スポーツ施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
③ 大量殺傷物質による攻撃	炭疽菌・サリン等の大量散布、ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、水源地に対する毒素等の混入
④ 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

■ 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事案発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の住民等が日常利用している場所（列車、地下鉄、劇場等）で発生する可能性が高い。

■ 小平市緊急対処事態対策本部（以下、本編において「市緊急対処事態対策本部」という。）設置指定前における事案発生への対処

突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定及び市緊急対処事態対策本部の設置指定が行われるまでは、市は、緊急に市民等の安全等を確保するため、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して、緊急対処保護措置に準じた措置を行う。

(*)

(*) 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

第1章 初動対応力の強化

- テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、市が管理する施設、大規模集客施設（イベント施設、スポーツ施設、駅舎等）及びライフライン施設等の初動対応力の強化を図る。
- 平素及びテロ等の発生時、市、市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）、市域を管轄する警察、消防、自衛隊等関係機関等が連携協力して対処する体制を構築する。

1 危機管理体制の強化

(1) 大規模集客施設等との連携

- ア 市は、大規模集客施設等において、大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対処を行うため、連絡会議を設置するなど、緊急連絡体制の整備、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等を図る。
- イ 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に対処し、政治・経済・社会活動に及ぼす影響を局限するため、市域に所在する各省庁関係機関・大規模事業所・大規模集客施設・医療機関・養護施設・大学・専門学校等の概要を把握するとともに、必要に応じて緊急時連絡先の把握及び情報交換等を行う。

(2) 医療機関、大学及び研究機関等との連携

- ア 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に医療を提供するため、市域に所在する医療機関等の専科・病床数等を把握するとともに、人的・物的なネットワーク及び協力関係の構築に努める。
- イ 市は、大規模テロ等の発生時に迅速かつ的確に知的資源を活用するため、市域に所在する大学・研究機関等の危機管理に関する人材・情報等を把握するとともに、協力関係の構築に努める。

(3) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等の危機管理の強化

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に関して指導・助言を行う。

この際、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導等の初動対処を重視する。

2 対処マニュアルの整備

(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備

市は、都が作成する各種対処マニュアル及び市の特性を踏まえ、各種対処マニュアルを整備する。

(2) 市が管理する施設、大規模集客施設及びライフライン施設等における対処マニュアルの整備促進

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と協力し、施設管理者に対して市等が作成する各種対処マニュアル及び当該施設の特性を踏まえた対処マニュアルの整備を要請する。

3 発生現場における連携協力のための体制づくり

(1) 大規模集客施設等との連携

市は、大規模集客施設等において大規模テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、警察、消防、自衛隊等関係機関及び施設管理者の協力を得て、緊急連絡体制を整備する。

(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議

市は、現地において活動する各機関が必要に応じて情報の共有や連携の確保を目的に設置する「現地連絡調整所」の具体的な運営要領（参加機関、各機関の役割、資器材等）について、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と協議する。

4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び商店街等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるよう、警察、消防、自衛隊等関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等の協力を依頼するなど、多様な情報伝達手段の確保に努める。

5 装備・資材の調達

市は、NBCテロ等の発生時に現地連絡調整所等において活動する職員等の安全確保のために必要となる装備・資材等について、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を考慮し、新たな備蓄又は調達について検討する。

例：防護衣、防護マスク、手袋等

6 訓練等の実施

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、実践的な図上訓練・実動訓練及びNBCに関する研修等を行う。

7 住民・屋間市民への啓発

- (1) 市は、テロ等に関する不審者や不審物を発見した場合、速やかに市長、警察署又は消防署等に通報するように、住民等に対する普及・啓発を図る。
- (2) 市は、市外からの通勤・通学者等に対しても、警察、消防等関係機関及び施設管理者等と連携し、普及・啓発に努めるとともに、不審者や不審物等を発見した場合の施設管理者等に対する通報等について、周知に努める。

第2章 平時における警戒

市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努め、必要に応じて警戒対応を行う。

1 危機情報等の把握・活用

- (1) 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、常にテロ等の兆候や危機情報の把握に努める。
- (2) 市は、テロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、初動対応力の強化や警戒対応に活用する。

2 危機情報等の共有

市は、市災害対策本部等を通じ、テロ等の兆候や危機情報を全庁的に共有する。

3 警戒対応

- (1) 市は、テロ等の兆候や危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに市が管理する施設における警戒対応を強化するとともに大規模集客施設・ライフライン施設等（必要に応じて市内に所在する各種学校・大規模事業所等を含む。）に対して警戒対応の強化を要請する。

- (2) 市は、危機情報の緊急性に応じて都が整備する「警戒対応の基準」（統一した警戒レベル）に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備する。

第3章 発生時の対応

- 市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市緊急対応事態対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対応等の初動対応に全力を挙げて取り組む。
- 国による事態認定や市緊急対応事態対策本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対応するなどにより緊急対応保護措置に準じた措置を実施する。

1 市緊急対応事態対策本部の設置指定が行われている場合

- (1) 市は、政府による緊急対応事態の認定及び市緊急対応事態対策本部の設置指示が行われている場合、市緊急対応事態対策本部を設置し、緊急対応保護措置を行う。
- (2) 市は、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携を強化し、緊急対応保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて小平市緊急対応事態現地対策本部等を設置する。また、国の現地対策本部長が緊急対応事態合同対策協議会^(*)を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、緊急対応保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

2 市緊急対応事態対策本部の設置指定が行われていない場合

- (1) 市は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関との連携協力の下、危機情報等を把握する。
- (2) 市は、多数の人を殺傷する行為等の事案発生を認知した場合、速やかに都及び警察、消防、自衛隊等関係機関（必要に応じて市内に所在する各種学校、大規模事業所、医療機関等を含む。）に通報する。
- (3) 市は、市として迅速的確に対応するため、市災害対策本部（政府による事態認定前において、原因不明の緊急事態が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合）等を設置し、対策の検討、総合調整、必要に応じて避難の指示、警戒区域の設定及び市緊急対応事態対策本部の設置要請等、緊急対応保護措置に準じた措置を行う。

^(*) 国の現地対策本部長は、緊急対応保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する緊急対応保護措置について相互協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の緊急対応事態対策本部等による緊急対応事態合同対策会議を開催するものとする。

3 市災害対策本部等による対応

(1) 危機情報の収集

市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関を通じて危機情報を収集する。

(2) 現地連絡調整所の設置等

市は、必要に応じて現地連絡調整所を設置（あるいは、都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合、職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

《市が設置する場合の参加要請先》

◎ 市域を管轄する警察、消防、自衛隊、保健所、医療機関等、現地において活動している機関

(3) 応急措置

ア 被災者の救援

市は、現地の安全が確保又は確認ができ次第、都及び必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、現地において必要な支援を行う。

なお、二次災害の発生防止に万全を期すため、現地に派遣される職員等に防護衣、防護マスク等を携行させるなど、職員等の安全管理の徹底に努める。

イ 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

ウ 避難の指示・誘導

(ア) 市長は、災害の規模・程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要に応じて市内に所在する各種学校、大規模事業所、大規模集客施設・医療機関等を含む。）に対して避難の指示を行う。

但し、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（近くの堅牢な建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

(イ) 市は、避難経路・避難場所に速やかに職員を派遣し、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携の下、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として住民等の避難誘導を行う。

この際、大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに所要の支援を行う。

(ウ) 派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解・協力が得られるよう、防災服・腕章・旗・夜間照明等を携行させる。

エ 警戒区域の設定・周知

(ア) 市長は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

(イ) 市は、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、住民等（必要に応じ

て市内に所在する各種学校・大規模事業所・大規模集客施設・医療機関等を含む。) に対して警戒区域の周知を図る。

オ 警戒対応の継続・強化

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると判断した場合、市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して警戒対応の更なる強化を促す。

4 市緊急処理事態対策本部への移行

- (1) 政府による事態認定及び市緊急処理事態対策本部の設置指定が行われた場合、市は、直ちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を廃止する。

《緊急処理事態における警報》

- (2) 市長は、緊急処理事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に関係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処

市は、大規模テロ等の類型に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

1 危険物質を有する施設への攻撃

- (1) 攻撃による影響

可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生するとともに、建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障を来すおそれがある。

- (2) 平素の備え

ア 危険物質を保有する施設との緊急連絡体制の整備

市は、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 施設管理者による危機管理体制の強化推進

市は、施設管理者に対し、対処マニュアルの整備、資器材等の定期検査及び継続的な巡視等、緊急処理事態等を念頭にした安全確保措置を要請する。

- (3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理

者に対して警察等と連携した施設の警備強化を促す。

2 大規模集客施設等への攻撃

(1) 攻撃による影響

爆発のみならず、当該施設が崩壊した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 大規模集客施設等との緊急連絡体制の整備

市は、連絡会議等により、関連施設の実態を把握するとともに、必要に応じて施設管理者との緊急連絡体制を整備する。

イ 大規模集客施設等の危機管理

市は、警視庁、東京消防庁等の関係機関と協力し、大規模集客施設等の管理者に対して、適切な警戒対応と発生時における迅速・的確な対応を確保する観点から、テロ等への対応マニュアルの整備を要請する。整備にあたっては、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

ウ 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設等及び商店街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) テロ等への対応上の留意事項

ア 市は、事態の悪化又はテロ等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

(ア) 警察等と連携した施設の警備強化

(イ) 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持

(ウ) 警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

イ 市は、大規模集客施設等における避難誘導や構内放送等の状況を把握し、必要に応じて支援・助言等を行う。

ウ 施設内で突発的に爆弾等によるテロ等が発生した場合、一時的には、施設管理者が、構内放送や職員を通じて、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所に避難誘導することとなる。

市は、施設管理者や警察、消防等から、避難誘導等に関する情報を把握するとともに、施設内の住民等の避難が円滑に行われるように、都、警察、消防等との連携を確保する。

また、現地連絡調整所に職員を派遣し、正確な情報把握に努め、事態の推移にあわせ、必要に応じて、新たな避難や警戒のための措置を行う。

3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）

(1) 攻撃による影響

ア ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比べて小規模ではあるが、爆発と放射能による甚大な被害をもたらすおそれがある。

イ ダーティボムにより放射性物質が拡散した場合、爆発による被害のほか、放射線によって人体の正常な細胞機能が攪乱され（急性放射線障害）、やがてガン等を発症すること（晩発性放射線障害）がある。

ウ 住民等は、不安を抱き、パニックや風評被害が生じるおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 不特定多数の人々に対する情報伝達体制の整備

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び商店街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実に図る。

イ 人心不安への対策

ダーティボムによる災害が起きた場合、住民が過度に不安を抱くおそれがあるため、市は、事案発生時の各人の防護や被ばく線量、放射線による身体への影響等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

市は、市内でダーティボム等によるテロが発生した場合、都、警察、消防及び自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、区域外で住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。

イ 避難の指示

市は、住民等に対し、ダーティボムが使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にある地下施設や堅牢な建物等に一時的に避難するよう指示する。

この際、住民等が過度に不安を抱かないよう、被ばく線量や放射線による身体への影響等に関する情報を速やかに提供する。

ウ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、二次災害の発生防止に万全を期すため、医師等に防護衣・手袋等を装着させるとともに、適切な被ばく線量の管理を実施し、安全管理の徹底に努める。

エ 汚染への対処

(ア) 市は、現地の安全を確認し、さらに措置に当たる要員に防護衣を着用させる等の二次災害の防止措置の徹底を図った上で、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

(イ) 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現地活動機関が行う。

(ウ) 避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

(エ) 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）

(1) 攻撃による影響

生物剤の散布を認知することは困難で、かつ潜伏期間があるため、二次感染を引き起こしやすく、多数の感染者が広範囲に発生するおそれがある。

(2) 平素の備え

ア 隣接区市町村との情報連絡体制の整備

生物剤による攻撃は、被害が極めて広範囲に及ぶおそれがあるため、市は、隣接区市町村との間で情報を共有するための連絡体制を整備する。

イ 普及・啓発

市は、生物剤テロに使用される可能性の高い病原体や感染症の予防等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

(3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

市は、都及び自衛隊等関係機関と連携し、調査監視を実施する。

イ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、二次感染の発生防止に万全を期すため、医師等に防護衣・手袋等を装着させるとともに、調査監視を継続する。

ウ 感染への対処

(ア) 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、感染のおそれのある区域・施設への立入制限、感染のおそれのある区域に所在する住民等の感染のおそれのない区域への避難誘導を適切に行う。

(イ) 市は、感染症の被害拡大防止のため、現地の安全を確認し、さらに措置に当たる要員に防護服を着用させる等の二次感染の防止措置の徹底を図った上で、都及び医療機関等と連携して次の措置を講じる。

- ・ 感染者又はその疑いのある者の搬送・移動制限
- ・ 感染範囲の把握
- ・ 消毒
- ・ ワクチン接種
- ・ 健康監視

5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）

(1) 攻撃による影響

ア 屋内や交通機関内部等、閉鎖的な空間において発生した場合、多数の死傷者が発生するおそれがある。

イ 一般的に、目・口・鼻・皮膚等に著しい症状を示す死傷者が発生するが、当初は、原因物質の特定が困難である。

ウ 気体状の化学剤は、一般的に空気より重いため、地形・気象等の影響を受けながら、下を這うように広がる。

(2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び商店街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

ア 初動対処

市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、関係機関が行う原因物質の特定について協力する。

イ 避難の指示

市は、住民等に対し、化学剤が使用された場所から直ちに離隔するとともに、風上にあり、かつ外気からの気密性の高い屋内又は汚染のおそれのない区域に避難するよう指示する。

ウ 医療活動

市は、都及び医療機関等と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA Tにより、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。

この際、医師等には、二次感染の防止対策を図った上で、医療活動に従事させる。

エ 汚染への対処

(ア) 市は、現地の安全を確認し、さらに措置に当たる要員に防護衣を着用させる等の二次災害の防止措置の徹底を図った上で、都及び警察、消防、自衛隊等関係機関と連携し、汚染(予想)区域への立入制限、汚染(予想)区域に所在する住民等の非汚染区域への避難誘導を適切に行う。

(イ) 被災者の除染は、災害現場において警察・消防等の現場活動機関が行う。

(ウ) 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。

6 交通機関を破壊手段とした攻撃

(1) 攻撃による影響

ア 航空機等によるテロの場合、破壊された施設の規模及びその周辺の状況によっては、多数の死傷者が発生するおそれがある。

イ 爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障を来すおそれがある。

(2) 平素の備え

市は、市が管理する施設、大規模集客施設及び商店街等を往来する人々に対して速やかに情報伝達を行えるよう、防災行政無線や広報車両等の充実を図る。

(3) 対処上の留意事項

市は、事態の悪化又はテロ発生等の再発に備える必要があると認める場合、施設管理者に対して次の措置を要請する。

- 避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の保持
- 警察、消防、自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導

小平市国民保護計画

発 行 日 令和7年3月
編 集 ・ 発 行 小平市総務部防災危機管理課
住 所 〒187-8701 東京都小平市小川町2丁目1333番地
電 話 (042) 341-1211 (代表)、346-9519 (防災危機管理課)
F A X (042) 346-9513
ホームページ <http://www.city.kodaira.tokyo.jp/>